

平成25年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成27年3月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計109地方公共団体からの報告に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間を対象に

- (Ⅰ) 特定施設の届出等の状況
- (Ⅱ) 特定施設に係る規制事務実施状況
- (Ⅲ) 設置者による測定結果報告状況
- (Ⅳ) 土壌汚染対策の状況
- (Ⅴ) 都道府県・政令市における条例制定状況
- (Ⅵ) その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成27年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	7
IV. 土壌汚染対策の状況	8
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	8
VI. その他	8
表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)	10
表 I - 2 水質基準対象施設の届出等施設数(全国)	11
表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別-全国)	13
表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)	14
表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国)	15
表 I - 6 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)	16
表 I - 7 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括-都道府県・政令市別)	36
表 I - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別-都道府県・政令市別)	58
表 I - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種類別-都道府県・政令市別)	62
表 I - 10 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)-都道府県・政令市別)	66
表 I - 11 適用除外等の状況(大気関係・水質関係-全国)	88
表 I - 12 その他の届出等の状況(大気関係・水質関係-全国)	88
表 I - 13 適用除外等の状況(大気・水質別-都道府県・政令市別)	89
表 I - 14 その他の届出等の状況(大気・水質/法・瀬戸内海法別-都道府県・政令市別)	90
表 II - 1 報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係-全国)	92
表 II - 2 命令、指導及び罰則適用件数(大気関係・水質関係-全国)	92
表 II - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係-全国)	94
表 II - 4 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	95
表 II - 5 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	104
表 III - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)	115
表 III - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(大気・全国)	116
表 III - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国)	117
表 III - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(水質・全国)	118
表 III - 5 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別-都道府県・政令市別)	119
表 III - 6 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別-都道府県・政令市別)	135

表Ⅲ－7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別－都道府県・政令市別) ……	145
表Ⅲ－8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別－都道府県・政令市別) ……	159
表Ⅲ－9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国) ……	167
表Ⅲ－10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別) ……	168
表Ⅲ－11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国) ……	170
表Ⅳ－1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国) ……	171
表Ⅳ－2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係－全国) ……	171
表Ⅳ－3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別－都道府県・政令市別) ……	172
表Ⅴ－1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国) ……	174
表Ⅵ－1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法－全国) ……	175
表Ⅵ－2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域) ……	176
表Ⅵ－3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成26年8月15日現在) ……	177
表Ⅵ－4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成26年8月15日現在) ……	179
表Ⅵ－5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係－全国:平成26年8月15日現在) ……	180
表Ⅵ－6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国:平成26年4月～8月) ……	181
表Ⅵ－7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別:平成26年4月～8月) ……	182
表Ⅵ－8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国:平成26年4月～8月) ……	184
表Ⅵ－9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国:平成26年4月～8月) ……	185
表Ⅵ－10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別:平成26年4月～8月) ……	186
表Ⅵ－11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別:平成26年4月～8月) ……	206

I. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I - 1 ~ 2、図 1）

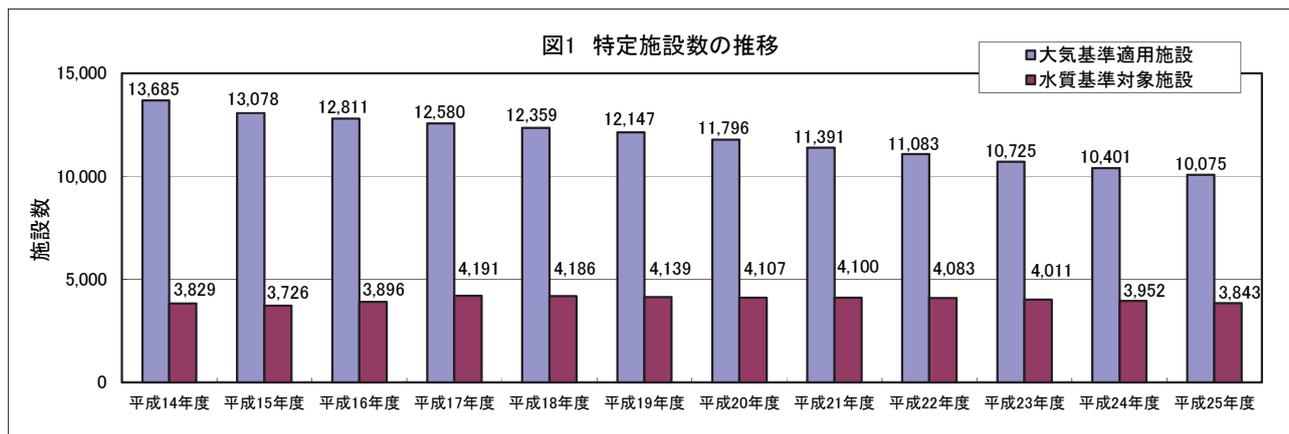
表 I - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成 26 年 3 月 31 日において、大気基準適用施設数は 10,054、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて 3,834 である。事業場数は、大気関係が 7,222、水質関係が 1,671 である。

また、法第 35 条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注 1)}を加えると、大気基準適用施設数 10,075、水質基準対象施設数 3,843 であり、事業場数は、大気関係 7,229、水質関係 1,675 である。

法施行後の特定施設数の推移を図 1 に示した。平成 14 年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準対象施設は平成 17 年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。平成 25 年度は大気基準適用施設、水質基準対象施設とも前年度から若干の減少となった。

注 1) 法第 35 条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1. 2 特定施設の届出等の状況（表 I - 3 ~ 5、図 2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 I - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 1）。

表 1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成 2 4 年度末の施設数	1 0, 3 6 0
	平成 2 5 年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第 1 2 条第 1 項)]	1 7 4
	使用届出 [既設 (法第 1 3 条第 1 項)] 注 2)	8
	規制対象規模未満への変更届出 (法第 1 4 条第 1 項) 注 3) } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 1 8 条)	4 8 8
	平成 2 5 年度末の施設数 (事業場数)	1 0, 0 5 4 (7, 2 2 2)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 2 5 年度末の施設数 (事業場数) 注 4)	2 1 (1 5)
計	平成 2 5 年度末の施設数 (事業場数) 注 5)	1 0, 0 7 5 (7, 2 2 9)

注 2) 既設の未届施設で、平成 2 5 年度に新たに届出がなされたもの。

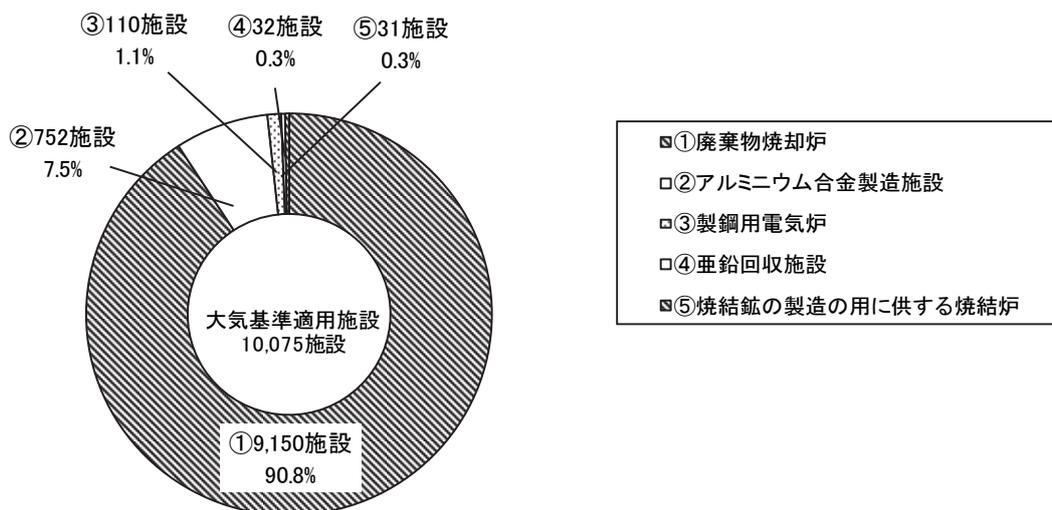
注 3) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注 4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（8 事業場）を除いた値である。

平成 2 5 年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く 9, 1 5 0 施設であり、全体の 9 0. 8 % を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設 7 5 2 施設、製鋼用電気炉 1 1 0 施設となっている。

図 2 大気基準適用施設の種別割合（平成 2 5 年度末現在）



また、各施設の基準適用状況を表 I - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4, 1 2 6 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 5, 9 4 9 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 I - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 2 4 年度末の施設数	3, 9 4 1
	平成 2 5 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注6)} [新設（法第 1 2 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項）]	3 2
	使用届出 ^{注7)} [既設（法第 1 3 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項）]	5
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可 ^{注8)} （法第 1 4 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項） 使用廃止届出 （法第 1 8 条・瀬戸内海法第 9 条）	[廃止等] 1 4 4
	平成 2 5 年度末の施設数（事業場数）	3, 8 3 4 (1, 6 7 1)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 2 5 年度末の施設数（事業場数） ^{注9)}	9 (8)
計	平成 2 5 年度末の施設数（事業場数） ^{注10)}	3, 8 4 3 (1, 6 7 5)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 2 5 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

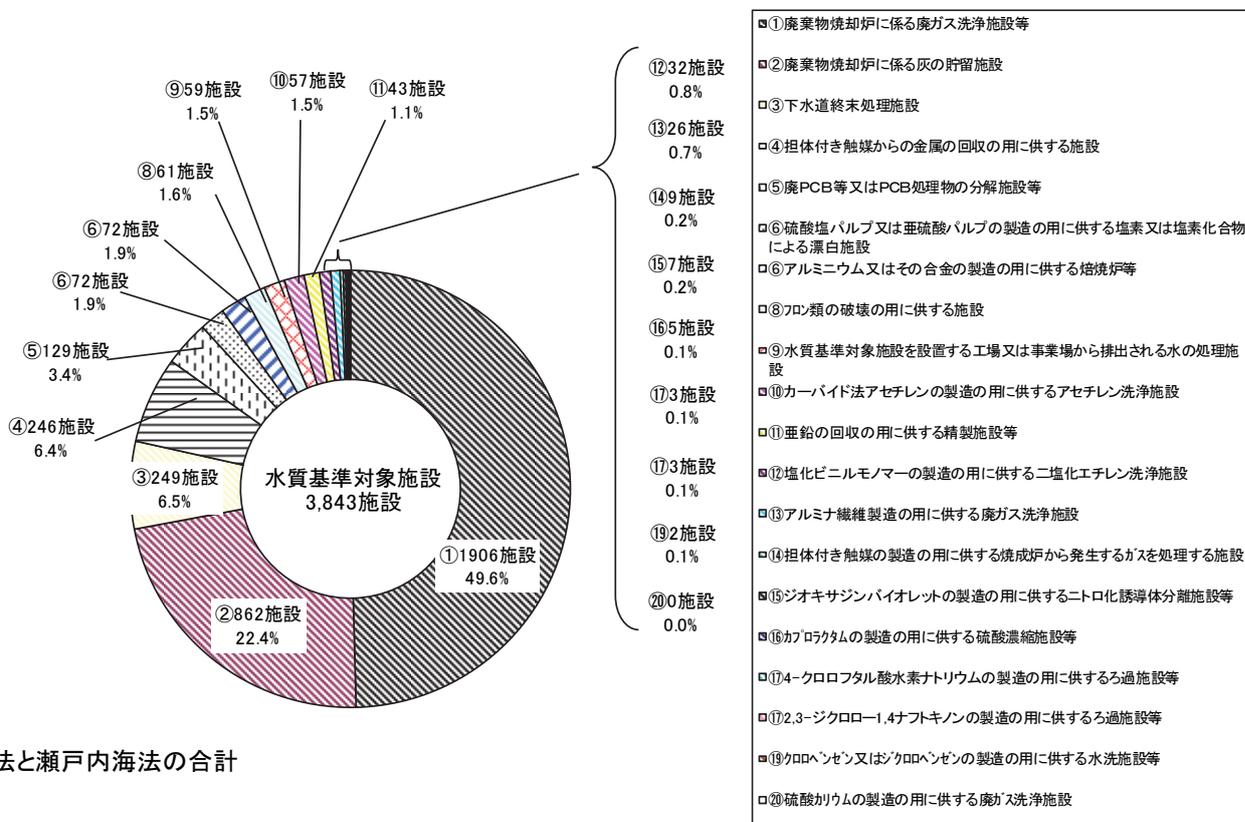
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（4 事業場）を除いた値である。

平成 2 5 年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が 1, 9 0 6 施設、灰の貯留施設が 8 6 2 施設で

あり、合わせて、全体の72.0%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が249施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が246施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)} (平成25年度末現在)



1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況 (表 I - 6 ~ 14)

表 I - 6 に大気基準適用施設、表 I - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない (以下同じ)。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 I - 8 に大気基準適用施設、表 I - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 I - 10 に施設種別 (法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長 (以下「都道府県知事等」という) による資料の提出の要求等の件数は表 I - 11 に全国の状況を、表 I - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1. 2 に取りまとめた届出以外の届出 (以下「その他の届出」という) 等の状況については、表 I - 12 に全国の状況を、表 I - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

Ⅱ. 特定施設に係る規制事務実施状況

2. 1 規制事務の実施状況（表Ⅱ－１～３）

表Ⅱ－１～２に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－３に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表３）。

平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間に、全国で、法第３４条第１項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係４，４６３件、水質関係８７５件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係８件、水質関係０件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係１，５８１件（口頭指導５９９件、文書指導９８２件）、水質関係５６件（口頭指導１７件、文書指導３９件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第３４条第１項）及び設置者による測定（法第２８条第１項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設３５件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）０件であり、それらのうち、６件に対しては、法第２２条第１項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令４件、一時停止命令２件、水質基準適用事業場については０件）が執られている。罰則適用事例は、大気基準適用施設１件、水質基準適用事業場０件であった。

なお、法第３５条第３項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注 11)}はなかった。

注 11) 法第３５条第３項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第１５条、第１６条又は法第２２条第１項又は第３項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第１５条又は第１６条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表 3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	４，４６３	８７５
命令件数 ^{注12)}	８	０
指導件数 ^{注13)}	１，５８１	５６
基準超過件数 ^{注14)}	３５	０

注 12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）。

注 13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、並びに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注 14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は１件と見なす。

2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－４～５）

表Ⅱ－４に大気基準適用施設、表Ⅱ－５に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

Ⅲ. 設置者による測定結果報告状況

3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－１～４）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第２８条第１項に基づき、毎年１回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第２項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第３項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－１、２は大気基準適用施設、表Ⅲ－３、４は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注 15)} その概要は、次のとおり（表４）。

平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、７，２７２施設（報告対象施設数１０，００４）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、９８施設（対象施設３７５）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、５７０事業場（報告対象事業場数６４０）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は５事業場（報告対象事業場数２０）から報告があった。

注 15) 平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表４ 設置者による測定結果報告状況^{注 16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	７，２７２ (１０，００４)	５７０ (６４０)

注 16) 平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止された施設を含む報告件数は、大気基準適用施設７，３７０件、水質基準適用事業場５７５件となる。

3. 2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－５～８）

表Ⅲ－５、６に大気基準適用施設、表Ⅲ－７、８に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－9に全国の状況を、表Ⅲ－10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3. 4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－11）

表Ⅲ－11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

IV. 土壌汚染対策の状況

表Ⅳ－1に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、新たに東京都が1地域を土壌汚染対策地域に指定している。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表Ⅳ－2に全国の状況を、表Ⅳ－3に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

V. 都道府県・政令市における条例制定状況

表Ⅴ－1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成26年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、17地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

VI. その他

6. 1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表Ⅵ－1～2）

1. 2（2）の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表Ⅵ－1及び表Ⅵ－2に取りまとめた。

6. 2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表VI-3～5）

2. 1の表II-3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表VI-3（大気基準適用施設）及び表VI-4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表II-3取りまとめ以降の平成26年8月15日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表VI-5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成26年8月15日までの措置状況（表VI-6～11）

表III-1（大気基準適用施設）及び表III-3（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表VI-6に全国の状況を、表VI-7に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成26年8月15日現在の状況について、表VI-8及び表VI-9に全国の状況を、表VI-10及び表VI-11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

大気基準適用施設	平成26年3月31日現在		【参考】 平成25年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	15 (15)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉	69 (69)	110 (110)	111 (111)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)	14 (14)	32 (32)	31 (31)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	222 (222)	752 (752)	775 (775)
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	— (1, 115)	1, 122 (1, 127)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	— (1, 395)	1, 395 (1, 414)
	2 t/h未満注3)	— (6, 619)	6, 633 (6, 871)
	小計	6, 909 (6, 902)	9, 150 (9, 129)
合計	7, 229 (7, 222)	10, 075 (10, 054)	10, 381 (10, 360)

注1) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉍山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成26年3月31日現在		【参考】 平成25年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	28 (28)	72 (72)	77 (77)
カーバド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	39 (39)	57 (57)	57 (57)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	26 (26)	27 (27)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	5 (5)	9 (9)	7 (7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジメチルジニトロベンゼンイソトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジニトロベンゼンイソトール洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	32 (32)	72 (72)	72 (72)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	43 (43)	43 (43)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成26年3月31日現在		【参考】 平成25年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	7 (7)	246 (246)	256 (256)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	841 (838)	1,906 (1,899)
	灰の貯留施設	398 (398)	862 (862)
	小計	1,239 (1,236)	2,768 (2,761)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	17 (17)	129 (129)	130 (130)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	38 (38)	61 (61)	61 (61)
下水道終末処理施設	216 (216)	249 (249)	253 (253)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	30 (29)	59 (57)	60 (58)
合計	1,675 (1,671)	3,843 (3,834)	3,950 (3,941)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可（以下「法に基づく届出等」という。）を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況 (届出内容別 - 全国) 注1)

	平成25年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条 規模変更 注4) d	廃止等 注5) e	平成26年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
								平成25年 3月31日 現在の 設置基数	平成26年 3月31日 現在の 設置基数
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉	31	0	0	-	0	31	15	0	0
製鋼用電気炉	111	1	0	-	2	110	69	0	0
焙焼炉	12	0	0	-	0	12		0	0
焼結炉	6	0	0	-	0	6		0	0
溶鉄炉	2	0	0	-	0	2	14	0	0
溶鉄炉	3	0	0	-	0	3		0	0
乾燥炉	8	1	0	-	0	9		0	0
小計	31	1	0	-	0	32		0	0
焙焼炉	30	0	0	-	1	29		0	0
溶鉄炉	691	17	2	-	39	671	222	0	0
乾燥炉	54	1	0	-	3	52		0	0
小計	775	18	2	-	43	752		0	0
4t/h以上	1,127	21	0	-4	31	1,115		7(2)	7(2)
2t/h以上~4t/h未満	1,414	25	0	0	46	1,395		0	0
2t/h未満	6,871	108	6	-2	366	6,619		14(10)	14(11)
200kg/h以上~2t/h未満	2,461	42	0	-1	147	2,357	6,902	10(7)	10(7)
100kg/h以上~200kg/h未満	3,076	53	1	-1	153	2,976		3(2)	3(3)
50kg/h以上~100kg/h未満	926	6	2	0	39	895		1(1)	1(1)
50kg/h未満(0.5㎡以上)	408	7	3	0	27	391		0	0
小計	9,412	154	6	-6	443	9,129		21(12)	21(13)
合計	10,360	174	8	-6	488	10,054	7,222	21(12)	21(13)

注1) 法第12条及び第13条による届出施設(法に基づく届出施設)と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたものうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。
 注5) 構造等変更届出がなされたものうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設との合計である。
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1)}

大気基準適用施設		平成26年3月31日現在の設置基数 ^{注2)}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3)} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4)} b	法施行後 設置 ^{注5)} c
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		31 (31)	29 (29)	—	2 (2)
製鋼用電気炉		110 (110)	92 (92)	6 (6)	12 (12)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		32 (32)	16 (16)	—	16 (16)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		752 (752)	481 (481)	—	271 (271)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,122 (1,115)	584 (577)	157 (157)	381 (381)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,395 (1,395)	956 (956)	138 (138)	301 (301)
	2 t/h未満 ^{注6)}	6,633 (6,619)	3,791 (3,784)	320 (319)	2,522 (2,516)
	小計	9,150 (9,129)	5,331 (5,317)	615 (614)	3,204 (3,198)
合計		10,075 (10,054)	5,949 (5,935)	621 (620)	3,505 (3,499)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況 (届出内容別・総括一全国) 注1)

	平成25年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 (注2) b	既設 (注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 (注4) d	廃止等 (注5) e	平成26年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 (注6)	鉱山保安法等関係法令施設 (注7)	
								平成25年 3月31日 現在の 設置基数	平成26年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩(硫酸)又は亜硫酸(亜硫酸)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	77	1	0	0	6	72	28	0	0
カーボン法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	57	0	0	0	0	57	39	0	0
硫酸がけの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	27	0	0	0	1	26	5	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	2	0	0	0	9	5	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0
アクリロニトリルの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シリコン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0
カーボネツ又はジクロロベンツの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	2	1	0	0
4-プロピルチオホルホルの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及びびびろガス洗浄施設	3	1	0	0	1	3	1	0	0
2,3-ジブチル-1,4-ジブチルピンの製造の用に供するろ過施設及びびびろガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0	0
ソートン、イソソートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジニトロベンツの製造の用に供する熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0
7-メチル又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、通式集じん施設	72	0	0	0	0	72	32	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	43	0	0	0	0	43	8	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	256	1	0	0	11	246	7	0	0
廃ガス洗浄施設									
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,988	17	3	0	89	1,899	838	7(3)	7(3)
灰の貯留施設	880	10	1	0	29	862	398	0	0
小計	2,848	27	4	0	118	2,761	1,236	7(3)	7(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	130	0	0	0	1	129	17	0	0
7-メチル又はその合金の製造の用に供する施設のうちアクリロニトリル反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	61	0	0	0	0	61	38	0	0
下水道終末処理施設	253	0	0	—	4	249	216	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	58	0	1	0	2	57	29	2(1)	2(1)
合計	3,941	32	5	0	144	3,834	1,671	9(4)	8(4)

注1) 法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。
注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する事業場と重複する事業場及び当該施設の数()に再掲した。
注7) 法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該施設の数()に再掲した。

表 I - 6 (1 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場 数 <small>注1)</small>	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 <small>注1)</small>	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	2	3				1	2
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12					12
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場 数 注1)	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 注1)	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								1	1					1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	4	6				1	5
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1	1				2
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	3	5					5
福山市	1	4					4							
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合計	15	31	0	0	0	0	31	69	111	1	0	0	2	110

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					25年度末施設数 (a+b+c-e-f)
		24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2					2					
茨城県	2	2					2					
栃木県												
群馬県	1	1					1					
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	1	1					1					
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2					2					
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1	1					1					
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					25年度末施設数 (a+b+c-e-f)
		24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1	1					1	1				1
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	3	1					1	4				4
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1	1					1					
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	14	12	0	0	0	0	12	6	0	0	0	6

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県							1					1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c-e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県							2					2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	1					1	2					2
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	6		1			7	11	1				12
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	8	1	0	0	0	9	31	1	0	0	0	32

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	6						16						16
青森県													
岩手県													
宮城県	1						1						1
秋田県													
山形県	1						2						2
福島県	4	1					1	24	1			1	24
茨城県	6	3					3	26				1	25
栃木県	12	3					3	54				8	46
群馬県	4	1					1	7					7
埼玉県	10							42				1	41
千葉県	3							8	1			4	5
東京都													
神奈川県													
新潟県	3							14				2	12
富山県	13							34	1			1	34
石川県	1							1					1
福井県	3							15					15
山梨県	2							2					2
長野県	4							15					15
岐阜県	3							3					3
静岡県	16	5					5	58	1			4	55
愛知県	40	8				1	7	102	10	2		7	107
三重県	7	2					2	29	1			1	29
滋賀県	3							16				3	13
京都府	2							4					4
大阪府	3							12				3	9
兵庫県	4	2					2	4					4
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1							2					2
広島県	1							3					3
山口県	1							1					1
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	5							19					19
佐賀県	3							4					4
長崎県								1					1
熊本県	8							18	1			1	18
大分県	1	1					1	1					1
宮崎県	1							1					1
鹿児島県	2							2					2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5 b) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別—政令市別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1							3				3	
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	4							20				20	
浜松市	1							1				1	
名古屋市	2							14				14	
京都市	1							8				8	
大阪市								2			2		
堺市	4							6				6	
神戸市													
岡山市													
広島市	1							2				2	
北九州市	4	1					1	3				3	
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1							1				1	
郡山市													
いわき市	1							1				1	
宇都宮市													
前橋市	2							3				3	
高崎市													
川越市	1							1				1	
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市	3							6				6	
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2							5				5	
岡崎市	1							2				2	
豊田市	7							29	1			30	
大津市													
豊中市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2					2	14				14	
尼崎市													
西宮市													
奈良市	1							1				1	
和歌山市													
倉敷市	2							8				8	
福山市													
下関市	2							12				12	
高松市	1							1				1	
松山市													
高知市													
久留米市	1							3				3	
長崎市													
大分市	1							2				2	
宮崎市													
鹿児島市	1							1				1	
那覇市													
合計	222	30	0	0	0	1	29	691	17	2	0	39	671

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道							16					16
青森県												
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	27	1			1	27
茨城県	3					3	32				1	31
栃木県	3					3	60				8	52
群馬県	2	1			1	2	10	1			1	10
埼玉県	4					4	46				1	45
千葉県							8	1			4	5
東京都												
神奈川県												
新潟県							14				2	12
富山県							34	1			1	34
石川県							1					1
福井県	2					2	17					17
山梨県	1					1	3					3
長野県	2					2	17					17
岐阜県							3					3
静岡県	7				2	5	70	1			6	65
愛知県	8					8	118	10	2		8	122
三重県	2					2	33	1			1	33
滋賀県	2					2	18				3	15
京都府							4					4
大阪府	3					3	15				3	12
兵庫県							6					6
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県							1					1
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	21					21
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	19	1			1	19
大分県							2					2
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							20					20
浜松市							1					1
名古屋市							14					14
京都市	1					1	9					9
大阪市							2			2		
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	3					3
北九州市							4					4
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
高崎市												
川越市							1					1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	3					3	32	1				33
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市												
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							1					1
那覇市												
合 計	54	1	0	0	3	52	775	18	2	0	43	752

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	事業場数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満							
		24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)
北海道	194	16	2				1	17	25	2						27
青森県	71	10						10	22							22
岩手県	114	3		1	1			3	23							23
宮城県	100	22					12	10	35	2					8	29
秋田県	55	3						3	13	1						14
山形県	105	7						7	12	1					1	12
福島県	90	8						8	30						1	29
茨城県	294	29						29	57	1					1	57
栃木県	137	10						10	31	1					2	30
群馬県	85	13						13	24							24
埼玉県	200	42	2					44	77	2						79
千葉県	246	46						46	77						1	76
東京都	199	109						109	49	3					4	48
神奈川県	82	35					4	31	30						3	27
新潟県	155	8						8	53						2	51
富山県	59	6						6	17							17
石川県	68								12							12
福井県	76	7					2	5	12							12
山梨県	60	3						3	20	1						21
長野県	122	7						7	27						5	22
岐阜県	182	2						2	31						2	29
静岡県	275	28					1	27	45	1						46
愛知県	172	46						46	48						2	46
三重県	165	20	5					25	32						2	30
滋賀県	78	6						6	21							21
京都府	63	6						6	13							13
大阪府	81	33	1					34	35							35
兵庫県	197	21						21	33						4	29
奈良県	162	6						6	23							23
和歌山県	68								12							12
鳥取県	76	5						5	6							6
島根県	61	2	1					3	10							10
岡山県	101	4						4	15	2						17
広島県	108	9						9	20						1	19
山口県	98	10						10	24	2						26
徳島県	123	1						1	25							25
香川県	116	7						7	9						3	6
愛媛県	146	15						15	19	1						20
高知県	108								11							11
福岡県	183	16						16	27							27
佐賀県	81	4	2					6	13							13
長崎県	83	8						8	15							15
熊本県	103	2						2	25						1	24
大分県	46	3						3	12							12
宮崎県	59	11			1	1		11	9							9
鹿児島県	133								23							23
沖縄県	75	8	1					9	18							18

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	11	9						9	8							8	
仙台市	18	13					3	10	5	1					2	4	
さいたま市	17	13						13	3							3	
千葉市	31	13						13	3							3	
横浜市	55	26	1					27	4							4	
川崎市	26	21						21	6							6	
相模原市	12	7						7	1							1	
新潟市	41	9						9	8							8	
静岡市	35	6						6	3							3	
浜松市	38	8						8	11							11	
名古屋市	32	19						19	2							2	
京都市	42	21			2		3	16					2			2	
大阪市	28	26					3	23	7							7	
堺市	26	15						15	2							2	
神戸市	21	14	3					17	3							3	
岡山市	35	8						8	1							1	
広島市	34	9						9	4							4	
北九州市	27	17					2	15	3	1						4	
福岡市	14	9						9	4							4	
熊本市	17	4	2					6	1						1		
函館市	7	3						3		1						1	
旭川市	10	2						2	2							2	
青森市	21	8						8	2							2	
盛岡市	18	3						3	3							3	
秋田市	13	3						3	3							3	
郡山市	17	4						4	3							3	
いわき市	18	13						13	6							6	
宇都宮市	17	6	1					7	4							4	
前橋市	22	3						3	4							4	
高崎市	21	3						3	2							2	
川越市	8	2						2	3							3	
船橋市	10	8						8									
柏市	11	5						5	3							3	
横須賀市	8	5						5	3							3	
富山市	32	3						3									
金沢市	22	5						5	4							4	
長野市	15	3						3	1							1	
岐阜市	16	5						5	6							6	
豊橋市	11	3						3	4							4	
岡崎市	16	7						7									
豊田市	14	4						4	3							3	
大津市	11								6							6	
豊中市	2	5						5	2							2	
高槻市	7	5						5	2							2	
東大阪市	6	8						8	4							4	
姫路市	25	12						12	9	1						10	
尼崎市	12	7						7	3							3	
西宮市	4	5						5	1							1	
奈良市	20	4						4									
和歌山市	30	6						6	4							4	
倉敷市	35	10						10	12							12	
福山市	44	4						4	6							6	
下関市	12	2						2	1							1	
高松市	17	5						5									
松山市	24	6						6	3							3	
高知市	22	3						3	1							1	
久留米市	14	3						3		1						1	
長崎市	14	4						4									
大分市	23	9						9	2							2	
宮崎市	12	3						3	1							1	
鹿児島市	25	4						4	2							2	
那覇市	1																
合計	6902	1127	21	0	4	2	0	31	1115	1414	25	0	0	2	0	46	1395

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	99	12					8	103	71	6					1	76
青森県	31							31	54	2					3	53
岩手県	26							26	64	2					1	65
宮城県	28						3	25	48						4	44
秋田県	44	2					4	42	18	1						19
山形県	26						4	22	61	1					2	60
福島県	48							48	18						2	16
茨城県	69						5	64	189	2					6	185
栃木県	41						4	37	70						1	69
群馬県	38						4	34	28	1						29
埼玉県	81	4					6	79	28						1	27
千葉県	66						4	62	130	2					7	125
東京都	46						1	45	48	1					2	47
神奈川県	27						6	21	31							31
新潟県	57						4	53	64	3					3	64
富山県	17						1	16	31						3	28
石川県	25							25	41	2					4	39
福井県	28						2	26	41	1					4	38
山梨県	24							24	26						1	25
長野県	65	1					5	61	52						5	47
岐阜県	69						6	63	80						2	78
静岡県	72	1					3	70	96	2					12	86
愛知県	84						7	77	50						3	47
三重県	60						2	58	82	2					3	81
滋賀県	37						4	33	31							31
京都府	28							28	34						2	32
大阪府	42	1					4	39	19						4	15
兵庫県	69	3					9	63	110	2					6	106
奈良県	41						1	40	106	1	1				6	102
和歌山県	34						1	33	31						2	29
鳥取県	35							35	42	1					4	39
島根県	25							25	26	1					1	26
岡山県	47	2					4	45	62	4					3	63
広島県	45	1					1	45	48	1					5	44
山口県	42						1	41	43						2	41
徳島県	49						7	42	75						4	71
香川県	28	1					3	26	61	3					1	63
愛媛県	48	1					1	48	71	3					7	67
高知県	27							27	63	1					3	61
福岡県	47						4	43	83	1					1	83
佐賀県	42						4	38	38						2	36
長崎県	52	4					2	54	33						2	31
熊本県	37							37	37						1	36
大分県	18							18	16							16
宮崎県	17							17	32						2	30
鹿児島県	48						2	46	74	1					4	71
沖縄県	32	2						34	27	1						28

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	24年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	25年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	24年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	25年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	1							1	4						1	3
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	5							5	16						1	15
横浜市	5						1	4	12							12
川崎市	15							15	1							1
相模原市	8							8	3							3
新潟市	14						1	13	19						1	18
静岡市	8							8	19						1	18
浜松市	21	1					1	21	17							17
名古屋市	2							2	14						2	12
京都市	10						1	9	15	1						16
大阪市	10							10	3							3
堺市	5						1	4	12							12
神戸市	2							2	12						1	11
岡山市	26				1			27	13			1			1	11
広島市	24						3	21	11						1	10
北九州市	17						3	14	12							12
福岡市	5							5	5	1					1	5
熊本市	6							6	9							9
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	2							2	12						2	10
盛岡市	5							5	9							9
秋田市	6							6	3							3
郡山市	1							1	6	1						7
いわき市	5							5	1							1
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	3	1						4	12							12
高崎市	5							5	7						1	6
川越市	2							2	2						1	1
船橋市	1							1	3							3
柏市	2			1	1			2	4							4
横須賀市	1							1	4							4
富山市	10						1	9	15							15
金沢市	6							6	8							8
長野市	10						2	8	6							6
岐阜市	4							4	6						1	5
豊橋市	3							3	4							4
岡崎市	5							5	7						1	6
豊田市	3							3	4							4
大津市	3							3	5						1	4
豊中市																
高槻市	2							2	5							5
東大阪市									2							2
姫路市	4							4	11						1	10
尼崎市	3	1						4	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	10	1						11	10							10
倉敷市	19							19	5							5
福山市	13						1	12	29	1					1	29
下関市	8							8	4							4
高松市	8						1	7	9							9
松山市	12						1	11	13							13
高知市	3						1	2	18						1	17
久留米市	4	1					1	4	5							5
長崎市	3							3	4							4
大分市	14	1						15	7							7
宮崎市	1							1	8							8
鹿児島市	13	1					1	13	11	1					1	11
那覇市									1							1
合計	2461	42	0	1	2	0	147	2357	3076	53	1	1	0	0	153	2976

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	18							18	9	2						11
青森県	10							10	8							8
岩手県	8							8	1							1
宮城県	9						1	8	5						1	4
秋田県	1							1	5							5
山形県	5							5	7	1						8
福島県	14	1						15	9							9
茨城県	26	1					1	26	10							10
栃木県	22						1	21	7							7
群馬県	14							14	1							1
埼玉県	65						5	60	13						1	12
千葉県	27							27	16		2				2	16
東京都	52							52	19	1						20
神奈川県	12							12	4							4
新潟県	22						1	21	19						1	18
富山県	8							8	3							3
石川県	6							6	1							1
福井県	9							9	6						2	4
山梨県	7	1					1	7	5							5
長野県	10						3	7	5							5
岐阜県	45						1	44	9						1	8
静岡県	33						3	30	22						1	21
愛知県	24	1						25	6							6
三重県	21						1	20	9							9
滋賀県	8							8	8						1	7
京都府	6							6								
大阪府	6						1	5	6							6
兵庫県	31							31	5	1						6
奈良県	16							16	3							3
和歌山県	7						1	6	5		1				1	5
鳥取県	5		1				1	5	1							1
島根県	4							4	8							8
岡山県	4							4	6							6
広島県	17	1						18	12						2	10
山口県	20						3	17	9							9
徳島県	10						1	9	2						1	1
香川県	13	1					2	12	5							5
愛媛県	24							24	15						3	12
高知県	13						1	12	4						1	3
福岡県	30							30	11							11
佐賀県	8							8	4	1						5
長崎県	3							3	4							4
熊本県	7							7	8							8
大分県	8							8	4						1	3
宮崎県	1							1								
鹿児島県	12							12	7							7
沖縄県	10							10	5							5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	24年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	25年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	2							2	2							2
仙台市	1							1								
さいたま市	4							4	2							2
千葉市	8						1	7	1							1
横浜市	26							26	5							5
川崎市	4							4	3						1	2
相模原市	1							1								
新潟市	7							7	2							2
静岡市	9						1	8	4							4
浜松市	1							1	1							1
名古屋市	8						1	7	6							6
京都市	14							14	2							2
大阪市	7							7								
堺市	6						1	5								
神戸市	2						1	1	1							1
岡山市	2							2	2							2
広島市	1							1	1							1
北九州市									3						1	2
福岡市																
熊本市									1							1
函館市																
旭川市									3						2	1
青森市	3							3	4						2	2
盛岡市	1							1	2							2
秋田市									1							1
郡山市	3							3								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1							1
前橋市	3							3	1							1
高崎市	7						1	6	3							3
川越市	2							2								
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	7							7	2							2
金沢市	5						1	4	1							1
長野市																
岐阜市	2		1					3	1							1
豊橋市																
岡崎市	6							6								
豊田市	2							2								
大津市																
豊中市	1							1								
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	5							5	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市									1							1
奈良市	3							3	2							2
和歌山市	3						1	2	6	1						7
倉敷市	2							2	1							1
福山市	2						1	1								
下関市									1							1
高松市	2							2								
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	6						1	5								
長崎市	4							4								
大分市	1						1		4						2	2
宮崎市	1							1	1							1
鹿児島市	3							3								
那覇市																
合計	926	6	2	0	0	0	39	895	408	7	3	0	0	0	27	391

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 0 a)

大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業 場数 注1)	2 4 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 5 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	2 5 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
	2 4 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)										
北海道	238	24					10	252	203	258	24					11	271
青森県	135	2					3	134	73	138	2					3	137
岩手県	125	2		1	1		1	126	114	125	2		1	1		1	126
宮城県	147	2					29	120	102	150	2					29	123
秋田県	84	4					4	84	55	84	4					4	84
山形県	118	3					7	114	106	120	3					7	116
福島県	127	1					3	125	95	156	2					4	154
茨城県	380	4					13	371	306	421	4					14	411
栃木県	181	1					8	174	151	243	1					16	228
群馬県	118	1					4	115	91	131	2					5	128
埼玉県	306	8					13	301	215	357	8					14	351
千葉県	362	2	2				14	352	250	373	3	2				18	360
東京都	323	5					7	321	201	326	5					7	324
神奈川県	139						13	126	83	140						13	127
新潟県	223	3					11	215	160	240	3					13	230
富山県	82						4	78	73	117	1					5	113
石川県	85	2					4	83	69	86	2					4	84
福井県	103	1					10	94	79	120	1					10	111
山梨県	85	2					2	85	62	88	2					2	88
長野県	166	1					18	149	126	183	1					18	166
岐阜県	236						12	224	185	239						12	227
静岡県	296	4					20	280	291	366	5					26	345
愛知県	258	1					12	247	219	394	11	2				20	387
三重県	224	7					8	223	172	257	8					9	256
滋賀県	111						5	106	81	129						8	121
京都府	87						2	85	65	91						2	89
大阪府	141	2					9	134	87	160	2					12	150
兵庫県	269	6					19	256	203	277	6					19	264
奈良県	195	1	1				7	190	162	195	1	1				7	190
和歌山県	89		1				5	85	68	89		1				5	85
鳥取県	94	1	1				5	91	76	94	1	1				5	91
島根県	75	2					1	76	63	79	2					1	80
岡山県	138	8					7	139	102	141	8					7	142
広島県	151	3					9	145	110	156	3					9	150
山口県	148	2					6	144	103	161	2					6	157
徳島県	162						13	149	123	162						13	149
香川県	123	5					9	119	118	125	5					9	121
愛媛県	192	5					11	186	147	195	5					11	189
高知県	118	1					5	114	108	118	1					5	114
福岡県	214	1					5	210	189	237	1					5	233
佐賀県	109	3					6	106	85	114	3					6	111
長崎県	115	4					4	115	83	116	4					4	116
熊本県	116						2	114	113	137	1					3	135
大分県	61						1	60	47	63						1	62
宮崎県	70			1	1		2	68	60	71			1	1		2	69
鹿児島県	164	1					6	159	135	166	1					6	161
沖縄県	100	4						104	76	101	4						105

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 0 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業 場数 注1)	2 4 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 5 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	2 4 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)										2 5 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	26						1	25	12	27						1	26
仙台市	30	1					5	26	19	31	1					5	27
さいたま市	29							29	17	29							29
千葉市	46						2	44	33	48						2	46
横浜市	78	1					1	78	56	82	1					1	82
川崎市	50						1	49	28	55						1	54
相模原市	20							20	12	20							20
新潟市	59						2	57	41	59						2	57
静岡市	49						2	47	39	69						2	67
浜松市	59	1					1	59	39	60	1					1	60
名古屋市	51						3	48	35	66						3	63
京都市	62	1		2	2		4	59	43	71	1		2	2		4	68
大阪市	53						3	50	34	65						5	60
堺市	40						2	38	32	52						2	50
神戸市	34	3					2	35	21	34	3					2	35
岡山市	52			1	1		1	51	35	52			1	1		1	51
広島市	50						4	46	35	53						4	49
北九州市	52	1					6	47	37	65	1					7	59
福岡市	23	1					1	23	14	23	1					1	23
熊本市	21	2					1	22	17	21	2					1	22
函館市	9	1						10	7	9	1						10
旭川市	12						2	10	10	12						2	10
青森市	31						4	27	21	31						4	27
盛岡市	23							23	18	23							23
秋田市	16							16	14	17							17
郡山市	17	1						18	17	17	1						18
いわき市	27							27	20	32							32
宇都宮市	23	1						24	18	24	1						25
前橋市	26	1						27	24	29	1						30
高崎市	27						2	25	21	27						2	25
川越市	11						1	10	9	12						1	11
船橋市	15							15	11	16							16
柏市	16			1	1			16	11	16			1	1			16
横須賀市	19							19	8	19							19
富山市	37						1	36	36	46						1	45
金沢市	29						1	28	22	29						1	28
長野市	20						2	18	15	20						2	18
岐阜市	24		1				1	24	17	26		1				1	26
豊橋市	14							14	14	20	1						21
岡崎市	25						1	24	17	27						1	26
豊田市	16							16	21	48	1						49
大津市	14						1	13	11	14						1	13
豊中市	8							8	2	8							8
高槻市	14							14	7	14							14
東大阪市	16							16	6	16							16
姫路市	42	1					1	42	33	74	2					1	75
尼崎市	18	1						19	12	18	1						19
西宮市	8							8	4	8							8
奈良市	25							25	21	26							26
和歌山市	39	2					1	40	34	45	2					1	46
倉敷市	49							49	41	66							66
福山市	54	1					3	52	45	58	1					3	56
下関市	16							16	14	28							28
高松市	24						1	23	18	25						1	24
松山市	35						1	34	24	35						1	34
高知市	27						2	25	22	27						2	25
久留米市	18	2					2	18	15	21	2					2	21
長崎市	15							15	14	15							15
大分市	37	1					3	35	25	41	1					3	39
宮崎市	15							15	12	15							15
鹿児島市	33	2					2	33	26	34	2					2	34
那覇市	1							1	1	1							1
合 計	9412	154	6	6	6	0	443	9129	7222	10360	174	8	6	6	0	488	10054

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸塩ペルブ(クラフトペルブ)又は亜硫酸ペルブ(サルファイトペルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	6	18						18	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	9						9
富山県	1	2	1					3	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県		8					6	2								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	1	2						2	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									1	1						1
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括－政令市別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	28	77	1	0	0	0	6	72	39	57	0	0	0	0	0	57

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アルケ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度未施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県								1	4						1	3
東京都																
神奈川県																
新潟県									14							14
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県								1	2							2
岐阜県								1	1							1
静岡県								1	2							2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県								1	4							4
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満足変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アけ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	27	0	0	0	0	1	26

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未滿変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1		2				2	1	9							9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2					2									
東京都																
神奈川県	1	2					2									
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県								1	6							6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県								1	4							4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県								2	9							9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガス処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	5	7	2	0	0	0	0	9	6	32	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はシクロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	5					5									
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はシクロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	1	5	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未滿変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフタレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3	1				1	3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	4-クロロホルム、酸水素トリウム ¹⁾ の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	1	3	1	0	0	0	1	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満足変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ジオキソノン ¹ イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキソノン ¹ イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度未施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							2
茨城県								2	4							4
栃木県								1	3							3
群馬県																
埼玉県								1	1							1
千葉県								1	1							1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県								4	5							5
石川県																
福井県								2	5							5
山梨県																
長野県																
岐阜県								1	1							1
静岡県								5	18							18
愛知県								2	3							3
三重県								1	2							2
滋賀県								3	4							4
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7	1							1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	ジチザンがイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジチザンがイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市																
名古屋市									1	8						8
京都市									1	6						6
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	32	72	0	0	0	0	0	72

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未滿変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のう ちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	9						9								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									5	56						56
千葉県																
東京都																
神奈川県										9					8	1
新潟県																
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	191	1				3	189
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	5						5								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のう ちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6					6									
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市	1	16					16									
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	8	43	0	0	0	0	43	7	256	1	0	0	0	0	11	246

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設								
	事業場数 ^{注2)}	24年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未満変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	25年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未満変更(e) ^{注6)}	廃止(f)
北海道	20	51						51	9	12	1						13
青森県	18	41						41	1	14							14
岩手県	5	5						5	1	1							1
宮城県	1	5						5									
秋田県	1	2						2	5	7							7
山形県	7	8					1	7	9	9							9
福島県	8	24						24	18	26							26
茨城県	28	60					9	51	9	15							15
栃木県	2	3						3	6	8							8
群馬県	1	3					1	2	6	6							6
埼玉県	52	122	6				5	123	22	41	1					1	41
千葉県	34	84	1				1	84	15	37							37
東京都	34	146	1				4	143	17	93						2	91
神奈川県	12	56	2				11	47	6	20						1	19
新潟県	15	22					1	21	15	19						1	18
富山県	8	20						20		6							6
石川県	4	5						5	5	6							6
福井県	8	23					5	18	5	8						1	7
山梨県	3	6					1	5	4	4							4
長野県	24	66					6	60	3	28						6	22
岐阜県	26	35					3	32									
静岡県	40	57						57	3	12							12
愛知県	24	49					4	45	16	20						1	19
三重県	13	30					2	28	6	7							7
滋賀県	3	10						10	1	2							2
京都府	5	8						8	7	11							11
大阪府	35	81	1				1	81		22						1	21
兵庫県	17	44					4	40	27	31						1	30
奈良県	15	24					1	23	6	8							8
和歌山県	3	3						3	13	16							16
鳥取県	6	13						13	10	18							18
島根県	15	23						23	2	6							6
岡山県	12	17						17	8	12	2						14
広島県	10	14						14	4	5							5
山口県	20	47						47	1	3							3
徳島県	15	30						30	5	8						1	7
香川県	10	15	1				1	15	7	13	1					3	11
愛媛県	7	13						13	2	2							2
高知県	5	6						6									
福岡県	23	39						39	6	19							19
佐賀県	9	11	2					13	5	5							5
長崎県	7	14					2	12	7	8	1						9
熊本県	5	8						8	2	3							3
大分県																	
宮崎県	1	1						1	1	1							1
鹿児島県																	
沖縄県	18	27						27	6	6							6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) 注3)	既設 ^(c) 注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) 注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) 注5)	規模未達変更 ^(e) 注6)	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) 注3)	既設 ^(c) 注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) 注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) 注5)	規模未達変更 ^(e) 注6)	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市	1	9						9	3	7								7
仙台市	4	21					5	16	3	9							5	4
さいたま市	2	5						5	5	7								7
千葉市	4	17						17	2	11								11
横浜市	4	15	2					17	4	20								20
川崎市	13	35		3				38	5	4		1						5
相模原市	9	23						23		7								7
新潟市	6	9					1	8	1	3						1		2
静岡市	5	7						7	2	2								2
浜松市	4	12						12		1								1
名古屋市	5	24						24	1	4								4
京都市	6	15					3	12		6						1		5
大阪市	12	33					1	32		12						1		11
堺市	2	2						2	6	9								9
神戸市	4	10						10	4	7	2							9
岡山市	10	11						11	2	4								4
広島市	16	35					6	29	1	9								9
北九州市	7	28					2	26	6	59						1		58
福岡市	4	17						17	1	5								5
熊本市		2						2	3	2	1							3
函館市																		
旭川市																		
青森市	2	3					1	2	2	2								2
盛岡市	1	2						2	1	1								1
秋田市	3	9						9	1	1								1
郡山市									2	2								2
いわき市	8	26						26										
宇都宮市	6	13	1					14		5								5
前橋市	1	2						2	2	7								7
高崎市	1	3						3	2	2								2
川越市	2	4					1	3	2	4								4
船橋市									1	1								1
柏市																		
横須賀市	3	14						14	1	5								5
富山市	3	8					1	7	1	1								1
金沢市	2	3						3	1	1								1
長野市	2	9					2	7	1	1								1
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		3						3	2	4						1		3
岡崎市	2	3						3		2								2
豊田市	2	4						4	4	6								6
大津市	1	3						3	2	3								3
豊中市	1	9						9										
高槻市	2	12						12		2								2
東大阪市		10						10										
姫路市	6	21						21	1	12								12
尼崎市	6	19					1	18	3	4								4
西宮市									2	2								2
奈良市	1	2						2	1	2								2
和歌山市	3	4						4	2	3								3
倉敷市	11	32						32	3	5								5
福山市	6	12						12	2	3								3
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2								2
松山市	2	4						4										
高知市	1	2					1	1	1	2								2
久留米市	1	2						2	1	1								2
長崎市	2	4						4	2	2								2
大分市	3	16						16		2								2
宮崎市		2						2	1	1								1
鹿児島市									2	3								3
那覇市																		
合計	838	1968	17	3	0	0	0	89	1899	398	880	10	1	0	0	0	29	862

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計															
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)
北海道	29	63	1					64	1	5						5
青森県	19	55						55								
岩手県	6	6						6								
宮城県	1	5						5								
秋田県	6	9						9								
山形県	16	17					1	16	1	26						26
福島県	26	50						50								
茨城県	37	75					9	66								
栃木県	8	11						11								
群馬県	7	9					1	8	1	2						2
埼玉県	74	163	7					6	164							
千葉県	49	121	1					1	121							
東京都	51	239	1					6	234	1	3					3
神奈川県	18	76	2					12	66							
新潟県	30	41						2	39							
富山県	8	26						26								
石川県	9	11						11								
福井県	13	31					6	25								
山梨県	7	10					1	9								
長野県	27	94					12	82								
岐阜県	26	35					3	32								
静岡県	43	69						69								
愛知県	40	69					5	64	1	1						1
三重県	19	37					2	35								
滋賀県	4	12						12								
京都府	12	19						19								
大阪府	35	103	1					2	102							
兵庫県	44	75						5	70							
奈良県	21	32					1	31								
和歌山県	16	19						19								
鳥取県	16	31						31								
島根県	17	29						29								
岡山県	20	29	2					31								
広島県	14	19						19	1	1						1
山口県	21	50						50								
徳島県	20	38					1	37								
香川県	17	28	2				4	26								
愛媛県	9	15						15								
高知県	5	6						6								
福岡県	29	58						58								
佐賀県	14	16	2					18								
長崎県	14	22	1				2	21								
熊本県	7	11						11								
大分県																
宮崎県	2	2						2								
鹿児島県																
沖縄県	24	33						33								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	規模未 満変更 ^(e) <small>注6)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市	4	16						16									
仙台市	7	30					10	20									
さいたま市	7	12						12									
千葉市	6	28						28	1	1						1	
横浜市	8	35	2					37	1	2					1	1	
川崎市	18	39		4				43	1	26						26	
相模原市	9	30						30									
新潟市	7	12					2	10									
静岡市	7	9						9									
浜松市	4	13						13									
名古屋市	6	28						28	1	1						1	
京都市	6	21					4	17									
大阪市	12	45					2	43	2	5						5	
堺市	8	11						11									
神戸市	8	17	2					19									
岡山市	12	15						15									
広島市	17	44					6	38	1	1						1	
北九州市	13	87					3	84	1	14						14	
福岡市	5	22						22									
熊本市	3	4	1					5									
函館市																	
旭川市																	
青森市	4	5					1	4									
盛岡市	2	3						3									
秋田市	4	10						10									
郡山市	2	2						2									
いわき市	8	26						26									
宇都宮市	6	18	1					19									
前橋市	3	9						9									
高崎市	3	5						5									
川越市	4	8					1	7									
船橋市	1	1						1									
柏市																	
横須賀市	4	19						19									
富山市	4	9					1	8	2	2						2	
金沢市	3	4						4									
長野市	3	10					2	8									
岐阜市	4	4						4									
豊橋市	2	7					1	6									
岡崎市	2	5						5									
豊田市	6	10						10	1	40						40	
大津市	3	6						6									
豊中市	1	9						9									
高槻市	2	14						14									
東大阪市		10						10									
姫路市	7	33						33									
尼崎市	9	23					1	22									
西宮市	2	2						2									
奈良市	2	4						4									
和歌山市	5	7						7									
倉敷市	14	37						37									
福山市	8	15						15									
下関市																	
高松市	4	5						5									
松山市	2	4						4									
高知市	2	4						4									
久留米市	3	3	1				1	3									
長崎市	4	6						6									
大分市	3	18						18									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	2	3						3									
那覇市																	
合 計	1236	2848	27	4	0	0	0	118	2761	17	130	0	0	0	0	1	129

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

	7mm類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	3	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	2	3						3	1	1				1
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都									21	21				21
神奈川県	1	2						2	13	15				15
新潟県														
富山県	1	1						1	2	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県	1	1						1	4	4				4
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	2	3						3	2	2				2
愛知県	3	4						4	8	8				8
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	2	2				2
京都府									2	2				2
大阪府	1	2						2	11	12			1	11
兵庫県									5	5				5
奈良県									1	2				2
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									2	2				2
広島県	1	2						2						
山口県									1	2				2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県									1	1				1
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	1	2						2						

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括(政令市別))

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	24年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								4	4					4
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								5	19					19
川崎市								3	5					5
相模原市	1	2					2							
新潟市	1	1					1	1	1					1
静岡市	1	2					2	3	4					4
浜松市								2	2					2
名古屋市								6	7					7
京都市								4	4					4
大阪市								6	7				1	6
堺市	1	1					1	2	2					2
神戸市								4	4					4
岡山市														
広島市								4	7				2	5
北九州市	1	2					2	3	4					4
福岡市								3	3					3
熊本市								2	2					2
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
前橋市								1	3					3
高崎市								1	1					1
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2					2
富山市	1	1					1	2	2					2
金沢市	1	1					1	3	4					4
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市								1	1					1
豊中市								1	1					1
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2					2	2	2					2
尼崎市								2	2					2
西宮市								3	3					3
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1					1							
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2					2	1	1					1
久留米市														
長崎市								1	1					1
大分市														
宮崎市								2	2					2
鹿児島市	1	3					3	1	1					1
那覇市														
合 計	38	61	0	0	0	0	0	61	216	253	0	0	4	249

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計									
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	25年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未満変更(e)	廃止(f)
北海道								43	93	1						94
青森県								23	73							73
岩手県		1					1	8	9							9
宮城県		2					2	6	16							16
秋田県		1					1	6	10							10
山形県								17	43						1	42
福島県		1					1	30	60							60
茨城県								49	98	2					9	91
栃木県	1	1					1	15	20							20
群馬県								12	16						1	15
埼玉県		1					1	94	238	7					6	239
千葉県	3	4					4	60	137	1					2	136
東京都								73	263	1					6	258
神奈川県								34	105	2					20	87
新潟県	4	9					9	35	73						2	71
富山県								18	39	1						40
石川県								9	11							11
福井県								16	37						6	31
山梨県								8	11						1	10
長野県		2					2	33	103						12	91
岐阜県								33	43						3	40
静岡県		2					2	56	298	2					10	290
愛知県	2	3					1	2	62	99					6	93
三重県	1	2					2	25	50						2	48
滋賀県								10	19							19
京都府								15	22							22
大阪府								47	117	1					3	115
兵庫県								52	86						5	81
奈良県								22	34						1	33
和歌山県								16	19							19
鳥取県								21	39							39
島根県		1					1	19	32							32
岡山県								23	32	2						34
広島県	1	1					1	20	27							27
山口県	1	1					1	27	67							67
徳島県								21	40						1	39
香川県	1	1					1	21	37	2					4	35
愛媛県	2	5					5	15	37							37
高知県								5	6							6
福岡県	2	2					2	33	66							66
佐賀県								15	18	2						20
長崎県								16	24	1					2	23
熊本県								8	12							12
大分県																
宮崎県	1	1					1	5	6							6
鹿児島県								1	1							1
沖縄県	1	1					1	27	37							37

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	24年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	規模未満変更 ^(e)	廃止 ^(f)	25年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市								8	20							20	
仙台市								9	32						10	22	
さいたま市								7	12							12	
千葉市	1	1					1	11	35							35	
横浜市	1	2					1	16	61	2					2	61	
川崎市	1			1			1	23	70		5					75	
相模原市	1	1					1	11	33							33	
新潟市		1					1	12	21						2	19	
静岡市								13	22							22	
浜松市								8	20							20	
名古屋市								15	45							45	
京都市								11	31						4	27	
大阪市								20	57						3	54	
堺市								13	16							16	
神戸市								12	21	2						23	
岡山市								12	15							15	
広島市								23	53						8	45	
北九州市		1					1	20	110						3	107	
福岡市								8	25							25	
熊本市								5	6	1						7	
函館市								1	1							1	
旭川市								2	4							4	
青森市								4	5						1	4	
盛岡市								2	3							3	
秋田市								8	14							14	
郡山市								3	3							3	
いわき市		1					1	11	36							36	
宇都宮市	1	1					1	7	19	1						20	
前橋市								4	12							12	
高崎市								4	6							6	
川越市								4	8						1	7	
船橋市								1	1							1	
柏市																	
横須賀市								6	21							21	
富山市	1	1					1	10	15						1	14	
金沢市								7	9							9	
長野市								6	13						2	11	
岐阜市								6	6							6	
豊橋市								3	8						1	7	
岡崎市								2	5							5	
豊田市								8	51							51	
大津市								4	7							7	
豊中市								2	10							10	
高槻市								3	18							18	
東大阪市								2	12							12	
姫路市	1	1					1	14	57							57	
尼崎市								11	25						1	24	
西宮市		2					2	5	7							7	
奈良市								2	4							4	
和歌山市								8	10							10	
倉敷市		1					1	16	43							43	
福山市								9	16							16	
下関市								2	2							2	
高松市								6	7							7	
松山市								2	4							4	
高知市								4	7						1	6	
久留米市								3	3	1					1	3	
長崎市								5	7							7	
大分市	2	3					3	6	22							22	
宮崎市								3	5							5	
鹿児島市								4	7							7	
那覇市																	
合 計	29	58	0	1	0	0	2	57	1671	3941	32	5	0	0	0	144	3834

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	25年度末 事業場数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数
北海道	1(1)							1(1)	1				
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1					1	1						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都	1(1)					1(1)	1(1)						
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県	2(2)					2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)		
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)					1(1)	1(1)						
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	2	3	3			1	1						
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2(1)					2(2)	2(2)						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (1 b) 鋳山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)		
	25年度末 事業場数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末 施設数	24年度末 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1(1)					1(1)	1(1)						
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	2	2	2										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	15(8)	7(2)	7(2)	0	0	10(7)	10(7)	3(3)	3(2)	1(1)	1(1)	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋳山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末		24年度末
			事業場数	施設数	施設数
北海道	1(1)	1	1(1)	1(1)	1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	1	1	1	1
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	5(5)	5(5)	2(2)	5(5)	5(5)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2(2)	2(2)	2(1)	2(2)	2(2)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	25年度末 施設数	24年度末 施設数	25年度末		24年度末
			事業場数	施設数	施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	2	2	2	2	2
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合 計	21(13)	21(12)	15(8)	21(13)	21(12)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
() 内に再掲した。

表 I - 9 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分離施設			703類の破壊の用に供する 施設のうちブラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1	1	1				1	1	1						
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)						
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)						
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3						
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分離施設			703類の破壊の用に供する 施設のうちブラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)						1(1)	1(1)	1(1)				
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合計	6(3)	7(3)	7(3)	0	0	0	6(3)	7(3)	7(3)	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県				1	1	1	1	1	1
山形県									
福島県							1	1	1
茨城県									
栃木県				1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都							1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県							2	3	3
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末	25年度末		24年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市							1(1)	1(1)	1(1)
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	8(4)	9(4)	9(4)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・法一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設						
	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉		
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道	1	1		2	2								
青森県				1	1						1		1
岩手県													
宮城県				2	2								
秋田県													
山形県													
福島県								2	2				
茨城県	2	2		5	5			2	2				
栃木県				2	2								
群馬県				1	1			1			1		
埼玉県				5	4	1							
千葉県	3	3											
東京都				3	3								
神奈川県				1	1								
新潟県				3	3								
富山県				1	1								
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	3	3		14	10	4		1	1				
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府				4	3		1						
兵庫県	1	1		1	1								
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県				4	4								
岡山県													
広島県	2	2											
山口県				12	9		3						
徳島県													
香川県													
愛媛県								2	2				
高知県													
福岡県													
佐賀県				1	1								
長崎県													
熊本県				1	1			1			1		
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県				1	1								

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・法一政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)		
札幌市				1	1										
仙台市				1				1							
さいたま市															
千葉市	2	1	1												
横浜市															
川崎市	1	1		4	4										
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市				1	1										
京都市															
大阪市				10	9	1									
堺市				5	5										
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市	3	3		5	2	1	2								
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1			1	1		
宇都宮市				1			1								
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市				1			1								
柏市															
横須賀市															
富山市				1			1								
金沢市															
長野市															
岐阜市				2	2										
豊橋市				2	1		1								
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市				5	5			1	1			4			4
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1						
倉敷市	4	4		5	5										
福山市	4	4													
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市	2	2													
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合計	31	29	2	110	92	6	12	12	10	2	6	1			5

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	2	
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県										1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	1	1					1	1		2	2	
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							7		7	12	1	11
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	2	1	1	3	2	1	9	2	7	32	16	16

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設									小計		
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
北海道				16	3	13				16	3	13
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		24	19	5	2	2		27	22	5
茨城県	3		3	25	23	2	3	1	2	31	24	7
栃木県	3	3		46	34	12	3	2	1	52	39	13
群馬県	1	1		7	4	3	2		2	10	5	5
埼玉県				41	21	20	4	2	2	45	23	22
千葉県				5	1	4				5	1	4
東京都												
神奈川県												
新潟県				12	4	8				12	4	8
富山県				34	31	3				34	31	3
石川県				1	1					1	1	
福井県				15	10	5	2	1	1	17	11	6
山梨県				2	2		1	1		3	3	
長野県				15	8	7	2		2	17	8	9
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	5	2	3	55	37	18	5	4	1	65	43	22
愛知県	7	2	5	107	58	49	8	4	4	122	64	58
三重県	2	2		29	21	8	2	1	1	33	24	9
滋賀県				13	7	6	2	1	1	15	8	7
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				9	9		3	2	1	12	11	1
兵庫県	2		2	4	4					6	4	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				1		1				1		1
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2	1	1	21	11	10
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				18	5	13	1		1	19	5	14
大分県	1	1		1	1					2	2	
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設									小計		
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	25年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				1	1					1	1	
名古屋市				14	13	1				14	13	1
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市												
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1	1		3	1	2				4	2	2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1				3	2	1
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				30	14	16	3		3	33	14	19
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				3		3				3		3
長崎市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
那覇市												
合計	29	16	13	671	439	232	52	26	26	752	481	271

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満					
	25年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	25年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	25年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
北海道	17	9		8	27	18	4	5	103	68	6	29
青森県	10	5	1	4	22	10	5	7	31	22	3	6
岩手県	3	2		1	23	12	3	8	26	16	3	7
宮城県	10	2		8	29	27		2	25	20		5
秋田県	3	1		2	14	11		3	42	25	3	14
山形県	7	5	1	1	12	4	1	7	22	9	3	10
福島県	8	3		5	29	26		3	48	35	2	11
茨城県	29	20		9	57	38	9	10	64	48	4	12
栃木県	10	8		2	30	15		15	37	30		7
群馬県	13	12		1	24	24			34	27	1	6
埼玉県	44	26		18	79	74		5	79	66	1	12
千葉県	46	29	1	16	76	53	5	18	62	43	4	15
東京都	109		72	37	48		25	23	45		40	5
神奈川県	31	21		10	27	23	1	3	21	14	3	4
新潟県	8	6		2	51	41	1	9	53	33	5	15
富山県	6	1		5	17	11		6	16	9		7
石川県					12	10		2	25	22		3
福井県	5	4		1	12	12			26	16	4	6
山梨県	3	3			21	13		8	24	19		5
長野県	7		7		22	22			61	37	13	11
岐阜県	2	2			29	12	4	13	63	42	9	12
静岡県	27	18	2	7	46	28	7	11	70	56	3	11
愛知県	46	29	4	13	46	36	4	6	77	59	5	13
三重県	25	12	1	12	30	23	2	5	58	45	3	10
滋賀県	6	3		3	21	18		3	33	21	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		28	21	3	4
大阪府	34	25		9	35	25	2	8	39	31	2	6
兵庫県	21	14		7	29	26	1	2	63	46	4	13
奈良県	6	5		1	23	17		6	40	35		5
和歌山県					12	6	4	2	33	23	3	7
鳥取県	5	5			6	1	3	2	35	28	2	5
島根県	3			3	10	3	1	6	25	17	3	5
岡山県	4	4			17	13		4	45	34	4	7
広島県	9	3		6	19	17		2	45	34	4	7
山口県	10	8		2	26	17	3	6	41	30	3	8
徳島県	1			1	25	20		5	42	26	6	10
香川県	7	4		3	6	5		1	26	20		6
愛媛県	15	8	5	2	20	8	8	4	48	36	6	6
高知県					11	5	2	4	27	19	4	4
福岡県	16	8		8	27	21		6	43	30	4	9
佐賀県	6			6	13	11		2	38	27	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	54	30	4	20
熊本県	2	2			24	13	7	4	37	28	3	6
大分県	3	1		2	12	10		2	18	17		1
宮崎県	11	5	1	5	9	8		1	17	12	1	4
鹿児島県					23	15	2	6	46	32	2	12
沖縄県	9	2		7	18	13	2	3	34	13	1	20

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	9	4	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	10	6		4	4	3		1	3	1		2
さいたま市	13	11		2	3	2	1		5	5		
千葉市	13	7	2	4	3	3			5	4		1
横浜市	27	17	4	6	4	3	1		4	3		1
川崎市	21	12		9	6	3	3		15	10		5
相模原市	7	4		3	1	1			8	8		
新潟市	9	5		4	8	3	2	3	13	8	1	4
静岡市	6		4	2	3		3		8		8	
浜松市	8	4		4	11	9	1	1	21	18		3
名古屋市	19	12	2	5	2	2			2			2
京都市	16	7	3	6	2	2			9	5	2	2
大阪市	23	13	3	7	7	6		1	10	6	2	2
堺市	15	9		6	2			2	4	1		3
神戸市	17	12		5	3	2		1	2	2		
岡山市	8	4	3	1	1	1			27	23	1	3
広島市	9	4		5	4	2		2	21	11	1	9
北九州市	15	9		6	4	4			14	8		6
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		
熊本市	6	4		2					6	5		1
函館市	3	1		2	1			1	3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	8	4	2	2	2		2		2	2		
盛岡市	3	3			3	3			5	4		1
秋田市	3	2		1	3	1		2	6	5		1
郡山市	4	4			3	1		2	1	1		
いわき市	13	8	3	2	6	2	2	2	5	4		1
宇都宮市	7	2	4	1	4	4			5	2	1	2
前橋市	3	3			4	2		2	4	3		1
高崎市	3	3			2	1		1	5	3	2	
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
船橋市	8		8						1			1
柏市	5		3	2	3		3		2	1	1	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
富山市	3		1	2					9		7	2
金沢市	5	3		2	4	2		2	6	3	1	2
長野市	3	3			1			1	8	7		1
岐阜市	5	5			6	5	1		4	4		
豊橋市	3	1	2		4	2		2	3	1	1	1
岡崎市	7	5		2					5	4	1	
豊田市	4		1	3	3	1		2	3	2		1
大津市					6	5		1	3	2		1
豊中市	5		1	4	2		2					
高槻市	5	5			2	1	1		2	2		
東大阪市	8	1	5	2	4		1	3				
姫路市	12	4		8	10	5		5	4	2		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	3		1
西宮市	5	5			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			4	3		1	11	9		2
倉敷市	10	7		3	12	9		3	19	17	1	1
福山市	4			4	6	6			12	12		
下関市	2	1		1	1	1			8	6		2
高松市	5	2		3					7	6		1
松山市	6	3		3	3	2	1		11	5		6
高知市	3		3		1	1			2	1		1
久留米市	3	3			1	1			4	3	1	
長崎市	4	4							3	2		1
大分市	9	5	1	3	2	1		1	15	8	2	5
宮崎市	3			3	1	1			1			1
鹿児島市	4	2		2	2		2		13	6		7
那覇市												
合計	1115	577	157	381	1395	956	138	301	2357	1634	212	511

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	25年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		25年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		25年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
		法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}	
北海道	76	27	4	45	18	13		5	11	5	1	5
青森県	53	17	1	35	10	5		5	8	4	2	2
岩手県	65	21	5	39	8	3	1	4	1		1	
宮城県	44	8		36	8	4		4	4	4		
秋田県	19	9		10	1	1			5	5		
山形県	60	16		44	5	3		2	8	4		4
福島県	16	11		5	15	9		6	9	8		1
茨城県	185	63	3	119	26	15		11	10	5	1	4
栃木県	69	30		39	21	8		13	7	5		2
群馬県	29	15		14	14	3		11	1			1
埼玉県	27	18	2	7	60	25		35	12	6		6
千葉県	125	42		83	27	14		13	16	6		10
東京都	47	22	5	20	52	25	2	25	20	9	2	9
神奈川県	31	18	1	12	12	5	1	6	4	3		1
新潟県	64	21		43	21	13		8	18	15		3
富山県	28	17		11	8	7		1	3	1		2
石川県	39	19		20	6	5		1	1	1		
福井県	38	21		17	9	9			4	1		3
山梨県	25	11		14	7	6		1	5	5		
長野県	47	23		24	7	3		4	5	3		2
岐阜県	78	73	3	2	44	38		6	8	6	2	
静岡県	86	37	11	38	30	13	3	14	21	6		15
愛知県	47	29		18	25	11		14	6	3		3
三重県	81	44		37	20	12		8	9	5		4
滋賀県	31	23		8	8	7		1	7	6		1
京都府	32	14		18	6	5		1				
大阪府	15	8		7	5	5			6	3	1	2
兵庫県	106	70		36	31	20		11	6	4		2
奈良県	102	38		64	16	7		9	3	2		1
和歌山県	29	13		16	6	5		1	5	3		2
鳥取県	39	19		20	5	5			1	1		
島根県	26	12		14	4	1		3	8	6		2
岡山県	63	20		43	4	3		1	6	5		1
広島県	44	27		17	18	8		10	10	5		5
山口県	41	24	2	15	17	16	1		9	7		2
徳島県	71	33		38	9	8		1	1	1		
香川県	63	19		44	12	8		4	5	4		1
愛媛県	67	22	4	41	24	12	1	11	12	5		7
高知県	61	32		29	12	9		3	3	3		
福岡県	83	47		36	30	29		1	11	10		1
佐賀県	36	20		16	8	5		3	5	2		3
長崎県	31	14		17	3	1		2	4	2		2
熊本県	36	1	6	29	7	5	1	1	8	6		2
大分県	16	5	2	9	8	7		1	3	3		
宮崎県	30	8		22	1	1						
鹿児島県	71	31		40	12	7		5	7	6		1
沖縄県	28	4		24	10	1		9	5	1		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)						
	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行前設置 (b) 注2)	別表第一 法施行後設置 (c) 注3)	
札幌市	3	1		2	2	2			2	2			
仙台市	8	6		2	1		1						
さいたま市	2	2			4	3			1	2			
千葉市	15	9		6	7	6			1	1		1	
横浜市	12	10		2	26	23			3	5	5		
川崎市	1	1			4				4	2	2		
相模原市	3	3			1	1							
新潟市	18	10		8	7	6			1	2	2		
静岡市	18	11	2	5	8	5	3			4	4		
浜松市	17	12		5	1	1				1	1		
名古屋市	12	2	5	5	7	1	4	2		6	1	2	3
京都市	16	13		3	14	14				2	2		
大阪市	3	1		2	7	6				1			
堺市	12	6		6	5	5							
神戸市	11	7		4	1				1	1	1		
岡山市	11	6		5	2	2				2			2
広島市	10	8		2	1	1				1			1
北九州市	12	8		4						2	1		1
福岡市	5	1		4									
熊本市	9	6		3						1	1		
函館市	3	1		2									
旭川市	4	2		2						1			1
青森市	10			10	3				3	2	1		1
盛岡市	9	7		2	1	1				2			2
秋田市	3	1		2						1	1		
郡山市	7	5		2	3	2				1			
いわき市	1	1			2					2			
宇都宮市	5			5	2	2				1			1
前橋市	12	3		9	3	2				1	1		1
高崎市	6	1		5	6	2				4	3		3
川越市	1	1			2	1				1			
船橋市	3		3		3		2			1			
柏市	4		1	3	2	1	1						
横須賀市	4			4	1					1	5		5
富山市	15		5	10	7	2	5	2				1	1
金沢市	8	4		4	4	2				2	1		
長野市	6	2		4									
岐阜市	5	3		2	3	3				1	1		
豊橋市	4	2		2									
岡崎市	6	5		1	6	5				1			
豊田市	4	3		1	2					2			
大津市	4	2		2									
豊中市					1		1						
高槻市	5	2	1	2									
東大阪市	2		2		2		1	1					
姫路市	10	8		2	5	4				1	1		
尼崎市	2	2			3	3							
西宮市										1	1		
奈良市	12	8		4	3	2				2	1		1
和歌山市	10	9		1	2					2	7		2
倉敷市	5	5			2	1				1	1		1
福山市	29	20		9	1	1							
下関市	4	2		2						1	1		
高松市	9	5		4	2	1				1			
松山市	13	9		4	1	1							
高知市	17	5		12	2	1				1			
久留米市	5	2		3	5	5							
長崎市	4	1		3	4	4							
大分市	7	1		6						2	1	1	
宮崎市	8	4		4	1					1	1		1
鹿児島市	11	5		6	3	2				1			
那覇市	1		1										
合計	2976	1370	69	1537	895	547	24	324	391	233	14	144	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計							
	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	252	140	15	97	271	146	15	110
青森県	134	63	12	59	137	64	12	61
岩手県	126	54	13	59	126	54	13	59
宮城県	120	65		55	123	68		55
秋田県	84	52	3	29	84	52	3	29
山形県	114	41	5	68	116	43	5	68
福島県	125	92	2	31	154	116	2	36
茨城県	371	189	17	165	411	222	17	172
栃木県	174	96		78	228	137		91
群馬県	115	81	1	33	128	87	1	40
埼玉県	301	215	3	83	351	242	4	105
千葉県	352	187	10	155	360	191	10	159
東京都	321	56	146	119	324	59	146	119
神奈川県	126	84	6	36	127	85	6	36
新潟県	215	129	6	80	230	136	6	88
富山県	78	46		32	113	78		35
石川県	83	57		26	84	58		26
福井県	94	63	4	27	111	74	4	33
山梨県	85	57		28	88	60		28
長野県	149	88	20	41	166	96	20	50
岐阜県	224	173	18	33	227	175	18	34
静岡県	280	158	26	96	345	201	26	118
愛知県	247	167	13	67	387	245	13	129
三重県	223	141	6	76	256	165	6	85
滋賀県	106	78	1	27	121	86	1	34
京都府	85	51	7	27	89	53	7	29
大阪府	134	97	5	32	150	111	5	34
兵庫県	256	180	5	71	264	186	5	73
奈良県	190	104		86	190	104		86
和歌山県	85	50	7	28	85	50	7	28
鳥取県	91	59	5	27	91	59	5	27
島根県	76	39	4	33	80	43	4	33
岡山県	139	79	4	56	142	81	4	57
広島県	145	94	4	47	150	99	4	47
山口県	144	102	9	33	157	111	9	37
徳島県	149	88	6	55	149	88	6	55
香川県	119	60		59	121	62		59
愛媛県	186	91	24	71	189	94	24	71
高知県	114	68	6	40	114	68	6	40
福岡県	210	145	4	61	233	158	4	71
佐賀県	106	65	3	38	111	68	3	40
長崎県	115	59	7	49	116	60	7	49
熊本県	114	55	17	42	135	61	17	57
大分県	60	43	2	15	62	45	2	15
宮崎県	68	34	2	32	69	35	2	32
鹿児島県	159	91	4	64	161	92	4	65
沖縄県	104	34	3	67	105	35	3	67

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計							
	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	25	14	5	6	26	15	5	6
仙台市	26	16		10	27	16		11
さいたま市	29	25	1	3	29	25	1	3
千葉市	44	29	2	13	46	30	2	14
横浜市	78	61	5	12	82	64	5	13
川崎市	49	28	3	18	54	33	3	18
相模原市	20	17		3	20	17		3
新潟市	57	34	3	20	57	34	3	20
静岡市	47	20	20	7	67	37	20	10
浜松市	59	45	1	13	60	46	1	13
名古屋市	48	18	13	17	63	32	13	18
京都市	59	43	5	11	68	50	5	13
大阪市	50	32	5	13	60	41	6	13
堺市	38	21		17	50	33		17
神戸市	35	24		11	35	24		11
岡山市	51	36	4	11	51	36	4	11
広島市	46	26	1	19	49	28	1	20
北九州市	47	30		17	59	37	1	21
福岡市	23	15		8	23	15		8
熊本市	22	16		6	22	16		6
函館市	10	5		5	10	5		5
旭川市	10	5		5	10	5		5
青森市	27	7	4	16	27	7	4	16
盛岡市	23	18		5	23	18		5
秋田市	16	10		6	17	11		6
郡山市	18	13		5	18	13		5
いわき市	27	15	5	7	32	19	5	8
宇都宮市	24	10	5	9	25	10	6	9
前橋市	27	13		14	30	15		15
高崎市	25	10	2	13	25	10	2	13
川越市	10	5	1	4	11	6	1	4
船橋市	15		13	2	16		14	2
柏市	16	2	9	5	16	2	9	5
横須賀市	19	8		11	19	8		11
富山市	36		16	20	45		17	28
金沢市	28	15	1	12	28	15	1	12
長野市	18	12		6	18	12		6
岐阜市	24	21	1	2	26	23	1	2
豊橋市	14	6	3	5	21	11	3	7
岡崎市	24	19	1	4	26	20	1	5
豊田市	16	6	1	9	49	20	1	28
大津市	13	9		4	13	9		4
豊中市	8		4	4	8		4	4
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	16	1	9	6	16	1	9	6
姫路市	42	24		18	75	46		29
尼崎市	19	12	1	6	19	12	1	6
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	25	19		6	26	19		7
和歌山市	40	32		8	46	37		9
倉敷市	49	39	1	9	66	56	1	9
福山市	52	39		13	56	43		13
下関市	16	11		5	28	23		5
高松市	23	14		9	24	15		9
松山市	34	20	1	13	34	20	1	13
高知市	25	8	3	14	25	8	3	14
久留米市	18	14	1	3	21	14	1	6
長崎市	15	11		4	15	11		4
大分市	35	16	4	15	39	20	4	15
宮崎市	15	5		10	15	5		10
鹿児島市	33	15	2	16	34	16	2	16
那覇市	1		1		1		1	
合計	9129	5317	614	3198	10054	5935	620	3499

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設						
	25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉			
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であつて、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉					亜鉛回収施設					
	25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}							
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	25年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	25年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉													
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満				
	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}		
北海道											1	1		
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県								1	1					
茨城県														
栃木県	2	2												
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都								1			1			
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県								2	2			2		2
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府								1	1					
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県								1	1					
香川県														
愛媛県	3	3						1			1			
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								2	1	1				

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満						
	25年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一 法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>												
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市								1				1				
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市	2		2													
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	7	7	0	0	0	0	0	0	10	6	1	3	3	1	0	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設—都道府県別)

	廃棄物焼却炉									合計						
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小計			25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}			
	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	25年度未施設数 (a+b+c)					附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
北海道								1	1				1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1	1				1	1		
茨城県																
栃木県								2	2				2	2		
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都								1				1	1			1
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	1				1			5	2			3	5	2		3
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府								1	1				1	1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県								1	1				1	1		
香川県																
愛媛県								4	3			1	4	3		1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県								2	1			1	2	1		1

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (1 1 b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉									合 計									
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小 計			25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}						
	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	25年度未施設数 (a+b+c)					附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}			
札幌市																			
仙台市																			
さいたま市																			
千葉市																			
横浜市									1				1		1				1
川崎市																			
相模原市																			
新潟市																			
静岡市																			
浜松市																			
名古屋市																			
京都市																			
大阪市																			
堺市																			
神戸市																			
岡山市																			
広島市																			
北九州市																			
福岡市																			
熊本市																			
函館市																			
旭川市																			
青森市																			
盛岡市																			
秋田市																			
郡山市																			
いわき市																			
宇都宮市																			
前橋市																			
高崎市																			
川越市																			
船橋市																			
柏市																			
横須賀市																			
富山市																			
金沢市																			
長野市																			
岐阜市																			
豊橋市																			
岡崎市																			
豊田市																			
大津市																			
豊中市																			
高槻市																			
東大阪市																			
姫路市																			
尼崎市																			
西宮市																			
奈良市																			
和歌山市																			
倉敷市									2	2				2	2				
福山市																			
下関市																			
高松市																			
松山市																			
高知市																			
久留米市																			
長崎市																			
大分市																			
宮崎市																			
鹿児島市																			
那覇市																			
合 計	1	0	0	1	0	0	0	0	21	14	1	6	21	14	1	6			

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 6 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	1	0
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求件数	0	0

表 I - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 6 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 ^{注 1)}	197	43
法第 1 8 条に基づく届出件数 ^{注 2)}	643	201
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 ^{注 3)}	—	24
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 ^{注 4)}	—	13

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県	1			
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

(政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川崎市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合計	1	0	0	0

表 I - 1 4 (1 a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
北海道	7	24				
青森県	1	7			2	
岩手県	2	3	1			
宮城県	10	1	1			
秋田県		17				
山形県	3	3	1			
福島県	2	11	3	5		
茨城県	3	18				
栃木県	1	15			2	
群馬県		4				
埼玉県	10	23	3	15		
千葉県	2	38	2	5		
東京都	2	15	4	8		
神奈川県		6	1	3		
新潟県	5	4	2	1		
富山県	4	8	2			
石川県	4	4				
福井県	2	6	1	1		
山梨県	1	1		2		
長野県	1	4		3		
岐阜県	1	8				
静岡県	5	67		20		
愛知県	7	25	3	9		
三重県		6	1	1		
滋賀県	6					
京都府	10	8		2		
大阪府	2	5		14	3	
兵庫県		18	1	1	13	2
奈良県	2	15				
和歌山県	1	6				
鳥取県	1	8		2		
島根県	3	8	3	1		
岡山県	17	2		1		
広島県		6		1	1	2
山口県	2	12				2
徳島県		9				1
香川県	4	19		2		1
愛媛県	6	12			1	
高知県		6				
福岡県	1	29				
佐賀県	10	1		2		
長崎県	1	1	1	1		
熊本県						
大分県	4					
宮崎県	5	1		2		
鹿児島県	1					
沖縄県		1				

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 I - 1 4 (1 b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別-政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
札幌市	1					
仙台市		3			10	
さいたま市		1				
千葉市	1	3				
横浜市	2	7			2	
川崎市	2	5	1	7		
相模原市						
新潟市	2	4	2	3		
静岡市	1					
浜松市	1	4			1	
名古屋市		12		8		
京都市	5	1	1	1		
大阪市	4	28	4	24		2
堺市		4		3		1
神戸市	2	5				
岡山市	1	3				
広島市		1	1	1		
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市		2				
旭川市	1	3	1	1		
青森市	1	1				
盛岡市		1				
秋田市		3			2	
郡山市						
いわき市		7			15	
宇都宮市						
前橋市	2	3				
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市	1					
横須賀市	1	3				
富山市	2	1	1			
金沢市	2					
長野市		5			5	
岐阜市	2					
豊橋市						
岡崎市		1				
豊田市	2	3				
大津市		2				
豊中市						
高槻市		1				
東大阪市						
姫路市	2	16	1	5	1	2
尼崎市	1	1	1		1	
西宮市						
奈良市		1				
和歌山市					1	4
倉敷市	1	7				
福山市	1	4			1	
下関市	1					
高松市	1	2				
松山市	2					
高知市						
久留米市		2				
長崎市	2	2				
大分市		3				
宮崎市					5	
鹿児島市	1	3				
那覇市						
合 計	197	643	43	201	24	13

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表Ⅱ－１ 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	35	10
法第34条第1項に基づく立入検査件数	4,463	875
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	554	143

表Ⅱ－２（１） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

	件数	大気関係					その他
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}		
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政			
		設置者による測定					
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0	
法第22条第1項に基づく改善命令件数	5	4	0	4	0	1	
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	3	2	0	2	0	1	
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0	
口頭指導件数 ^{注1)}	599	19	13	6	451	129	
文書指導件数 ^{注1)}	982	18	10	8	902	62	
罰則適用件数	1	—	—	—	—	—	

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－２（２） 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	17	0	0	0	2	15
文書指導件数 ^{注1)}	39	0	0	0	32	7
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条）ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注1）注2）}

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注3)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注3)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		35 ^{注4)}	18	17	0 ^{注5)}	0	0
措置状況	口頭指導件数	19	13	6	0	0	0
	文書指導件数	18	10	8	0	0	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	4	0	4	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	0	2	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	0	2	0	0	0
	その他	9 ^{注7)}	4	5	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	18	9	9	0	0	0
	対策実施中	13	5	8	0	0	0
	廃止	4	4	0	0	0	0
	未対応	0	0	0	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成26年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。なお同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なす。

注2) 平成25年度以前に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成26年度に入り執られた措置は含まない。また平成26年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成27年度に入り執られた措置は含まない。

注3) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注4) 廃棄物焼却炉35件。

注5) 該当事業場なし。

注6) 表Ⅱ－1及び表Ⅱ－2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注7) 全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４（１） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
北海道		113	18
青森県		104	7
岩手県		5	1
宮城県		11	11
秋田県		69	10
山形県	1	74	20
福島県		25	10
茨城県		51	
栃木県		77	13
群馬県		64	
埼玉県	1	294	33
千葉県		211	18
東京都		76	15
神奈川県		53	2
新潟県		25	4
富山県			
石川県		18	
福井県		176	12
山梨県		79	3
長野県		458	6
岐阜県		146	5
静岡県		76	14
愛知県		508	8
三重県		89	2
滋賀県		9	6
京都府		18	5
大阪府	5	67	6
兵庫県	2	67	4
奈良県		20	
和歌山県			
鳥取県		44	16
島根県		30	7
岡山県	1	26	
広島県		129	9
山口県		4	3
徳島県		8	2
香川県		49	15
愛媛県		7	
高知県			
福岡県		228	4
佐賀県	4	57	
長崎県		168	15
熊本県	2	20	14
大分県	1	56	
宮崎県		39	39
鹿児島県		7	7
沖縄県		3	3

（政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
札幌市			9
仙台市			15
さいたま市			24
千葉市			6
横浜市			14
川崎市			40
相模原市			16
新潟市			4
静岡市			10
浜松市			
名古屋市			44
京都市			9
大阪市			55
堺市			10
神戸市			27
岡山市	1		
広島市			37
北九州市			8
福岡市			1
熊本市			
函館市			5
旭川市			2
青森市			25
盛岡市			
秋田市			4
郡山市			2
いわき市	2		2
宇都宮市			3
前橋市			
高崎市			4
川越市			11
船橋市			5
柏市			10
横須賀市			8
富山市			3
金沢市			
長野市			10
岐阜市			17
豊橋市			5
岡崎市			22
豊田市			27
大津市			6
豊中市			
高槻市			10
東大阪市			
姫路市			29
尼崎市			1
西宮市	4		2
奈良市			3
和歌山市			4
倉敷市			
福山市			13
下関市			
高松市			3
松山市			
高知市			
久留米市			14
長崎市	11		1
大分市			7
宮崎市			7
鹿児島市			18
那覇市			
合計	35	4463	554

表Ⅱ－４（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
					排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定	行政による測定		
					基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定				
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県					1	1		1		
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県					1	1		1		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県					1	1		1		
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県					1					1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（２b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
					排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定	行政		
					基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定				
札幌市										
仙台市										
さいたま市					1	1		1		
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	0	0	0	0	5	4	0	4	0	1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定				
		行政				
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県	1	1		1		
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県	1	1		1		
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	1					1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数	
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	3	2	0	2	0	1	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2）}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}			
		設置者による測定	行政		
北海道	9				9
青森県	7	1	1		3 3
岩手県	2				2
宮城県	1	1	1		
秋田県	1	1		1	
山形県	33				9 24
福島県	5				5
茨城県	8				8
栃木県	3				3
群馬県	6				6
埼玉県	14	1		1	13
千葉県	1	1	1		
東京都					
神奈川県	5				3 2
新潟県	11				11
富山県	7				7
石川県	13				13
福井県	4				2 2
山梨県	24				14 10
長野県	2				2
岐阜県	6				6
静岡県	48				46 2
愛知県	28				4 24
三重県	38				25 13
滋賀県	2	1	1		1
京都府	5				1 4
大阪府	3	1	1		2
兵庫県	46	1		1	45
奈良県	12				12
和歌山県	2				2
鳥取県	6				6
島根県	2				2
岡山県	21				21
広島県	9				9
山口県					
徳島県	10	2	2		8
香川県	9				7 2
愛媛県	24				24
高知県					
福岡県	26				26
佐賀県	9				9
長崎県	2	1	1		1
熊本県	2	1		1	1
大分県	10				1 9
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	4	2		2	2

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過施設への措置状況					
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定		
設置者による測定		行政				
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市	1				1	
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市	3				3	
名古屋市	3				3	
京都市						
大阪市	3					3
堺市	7				7	
神戸市	4				1	3
岡山市	12				12	
広島市	11				3	8
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市	5					5
旭川市						
青森市	23	4	4		13	6
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市	3				3	
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市	2				2	
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市	5					5
大津市						
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市	3				3	
尼崎市	2				1	1
西宮市						
奈良市	3					3
和歌山市	3				3	
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市	4	1	1		3	
松山市	5				5	
高知市	4				4	
久留米市	5				5	
長崎市						
大分市	4				4	
宮崎市						
鹿児島市	2				2	
那覇市	2				2	
合 計	599	19	13	6	451	129

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定			
			設置者による測定	行政				
北海道	2	2	2					
青森県	1	1	1					
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県	4						4	
福島県								
茨城県	1					1		
栃木県	19					19		
群馬県								
埼玉県	3					3		
千葉県	22					22		
東京都	36					36		
神奈川県	2					2		
新潟県	1					1		
富山県								
石川県	1	1	1					
福井県	1						1	
山梨県	64					61	3	
長野県	2	1	1			1		
岐阜県								
静岡県	4	4	1	3				
愛知県	1						1	
三重県	2	1	1				1	
滋賀県	1	1	1					
京都府								
大阪府								
兵庫県	2	2		2				
奈良県	233					233		
和歌山県	1	1	1					
鳥取県	20	1		1	19			
島根県	2				2			
岡山県	2				2			
広島県								
山口県	17				17			
徳島県	64	1	1		63			
香川県	19				14		5	
愛媛県	14				14			
高知県	97				97			
福岡県	2				2			
佐賀県	1				1			
長崎県								
熊本県								
大分県	2				1		1	
宮崎県								
鹿児島県	76				76			
沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}					罰則適用 件数	
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	13				13		
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	66				66		
静岡市	4				4		
浜松市							
名古屋市	2				2		
京都市	1					1	
大阪市							
堺市	41				41		
神戸市	19				18	1	
岡山市	44				44		
広島市	16					16	
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市	1					1	
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市	17				17		
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市	3				3		
柏市							
横須賀市							
富山市	4	1		1	3		
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市	1	1		1			
大津市							
豊中市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市	3				3		
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	26					26	
倉敷市	1					1	
福山市	1				1		
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市						1	
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	982	18	10	8	902	62	1

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
（都道府県別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
北海道			37
青森県			90
岩手県			
宮城県			2
秋田県			1
山形県			7
福島県			13
茨城県			8
栃木県			5
群馬県			16
埼玉県			30
千葉県			26
東京都			70
神奈川県			20
新潟県			6
富山県			
石川県			3
福井県			44
山梨県			7
長野県			99
岐阜県			20
静岡県			19
愛知県			96
三重県			17
滋賀県			
京都府			2
大阪府	2		10
兵庫県			24
奈良県			
和歌山県			
鳥取県			2
島根県			16
岡山県			6
広島県			10
山口県			2
徳島県			
香川県			8
愛媛県			
高知県			
福岡県			1
佐賀県	1		10
長崎県			1
熊本県			2
大分県			
宮崎県			13
鹿児島県			
沖縄県			

（政令市別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
札幌市			1
仙台市	2		
さいたま市			
千葉市			2
横浜市			15
川崎市			29
相模原市			
新潟市			1
静岡市			
浜松市			
名古屋市			8
京都市			
大阪市			
堺市			
神戸市			8
岡山市			
広島市			15
北九州市			
福岡市			
熊本市			2
函館市			1
旭川市			2
青森市			1
盛岡市			
秋田市			2
郡山市			1
いわき市	2		2
宇都宮市			
前橋市			
高崎市			
川越市			1
船橋市			
柏市			
横須賀市			6
富山市			3
金沢市			
長野市			3
岐阜市			
豊橋市			
岡崎市			4
豊田市			1
大津市			1
豊中市			
高槻市			3
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
西宮市	3		3
奈良市			
和歌山市			3
倉敷市			
福山市			3
下関市			
高松市			1
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市			4
大分市			4
宮崎市			1
鹿児島市			1
那覇市			
合 計	10		875

表Ⅱ－５（２a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			排出基準超過事業場への措置状況		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
			設置者による測定	行政	設置者による測定	行政		
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（２b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定	行政		
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合計	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況				設置者による測定		
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過事業場への措置状況		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政	設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
			設置者による測定	行政				
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合計	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県	1						1
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県	2					1	1
愛知県	8						8
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市	5					1	4
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市	1						1
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	17	0	0	0	0	2	15

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}					罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県	1					1
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県	2				2	
長野県	1					1
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県	1					1
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県	2				2	
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}					罰則適用件数	
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	19				19		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市	4					4	
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市	9				9		
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合計	39	0	0	0	32	7	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅲ－１ 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1)}

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設 数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2)}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	26	—	—	5	0	31	
製鋼用電気炉	97	—	—	10	2	109	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	30	—	—	1	0	31	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	629	—	—	81	41	751	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	984	42	0	64	40	1,088
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,196	13	4	127	56	1,383
	2 t/h未満 ^{注3)}	4,310	72	12	1,622	667	6,611
	小計	6,490	127	16	1,813	763	9,082
合計	7,272	127	16	1,910	806	10,004	

注1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表Ⅲ－２ 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国) 注1)

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		0	—	—	0
製鋼用電気炉		2	—	—	2
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	—	—	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		11	—	—	27
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	11	0	0	28
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	3	0	0	30
	2 t/h未満 ^{注2)}	71	17	1	288
	小計	85	17	1	346
合計		98	17	1	375

注1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表Ⅲ－３ 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）注１）注２）注３）

（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注４）}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩 ^{ナトリウム} （クラフト ^{ナトリウム} ）又は亜硫酸 ^{ナトリウム} （サルファイト ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	24	1	1	26
カーバド ^{メチル} 法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設	4	1	0	5
硫酸 ^{カリウム} の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	1	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{ガス} を処理する施設のうち ^{廃ガス} 洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化 ^{エチレン} 洗浄施設	5	0	0	5
カゴラクトムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロ ^{フル} 酸 ^{ナトリウム} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	1	0	0	1
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	1	0	0	1
ジメチル ^{ベン} イソ ^{プロ} ピレンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設	10	0	0	10
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設及び ^灰 の貯留施設であって ^{汚水} または ^{廃液} を排出するもの	265	49	4	318
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	4	1	0	5
フロン類の破壊の用に供する施設のうち ^{プラズマ} 反応施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	16	2	0	18
下水道終末処理施設	203	4	4	211
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	26	2	1	29
合計	570	60	10	640

注１） 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注２） 平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注３） １つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注４） 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ－４ 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	1
カーバド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジメチルジシロキサンハイライトの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	4	14
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
下水道終末処理施設	1	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	1
合計	5	20

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設				
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数		焙焼炉			
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道	1			1	2			2			
青森県					1			1			
岩手県											
宮城県					2			2			
秋田県											
山形県											
福島県								2			2
茨城県	2			2	5			5	2		2
栃木県					2			2			
群馬県					1			1	1		1
埼玉県					4		1	5			
千葉県	3			3							
東京都					3			3			
神奈川県					1			1			
新潟県					3			3			
富山県					1			1			
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県	3			3	12	2		14	1		1
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府					4			4			
兵庫県	1			1	1			1			
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県					3	1		4			
岡山県											
広島県	2			2							
山口県					7	5		12			
徳島県											
香川県											
愛媛県									2		2
高知県											
福岡県											
佐賀県					1			1			
長崎県											
熊本県					1			1	1		1
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県					1			1			

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（１b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	焼結鋳の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設				
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	焙焼炉			
		休止 (c)	未測定 (d)			報告施設数 (a)	休止 (c)		未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)		
札幌市					1			1				
仙台市					1			1				
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4			4				
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市					10			10				
堺市					5			5				
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	2	1		3	3	2		5				
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市									1			1
宇都宮市					1			1				
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市					1			1				
柏市												
横須賀市												
富山市					1			1				
金沢市												
長野市												
岐阜市					2			2				
豊橋市					1			1				
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市					4	1		5	1			1
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2			2	1			1
倉敷市	3	1		4	5			5				
福山市	2	2		4								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	26	5	0	31	97	10	2	109	11	1	0	12

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県	1			1	1			1				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1			1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉			溶鉱炉				溶解炉				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1					2			2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	4			4								
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	6	0	0	6	2	0	0	2	3	0	0	3

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設				小計				アルミニウム合金製造施設			
	乾燥炉		報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	焙焼炉		報告 施設数 (a)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	報告 対象 施設数 (a+c+d)		
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)			未測定 (d)	未報告施設数 休止 (c)					未測定 (d)	
北海道												
青森県				2			2					
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県				2			2	1			1	
茨城県				2			2	2	1		3	
栃木県								3			3	
群馬県				2			2	1			1	
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県								5			5	
愛知県				1			1	6	1	1	8	
三重県								2			2	
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県								1	1		2	
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県								1			1	
愛媛県	1			1	3		3					
高知県												
福岡県	1			1	2		2					
佐賀県												
長崎県												
熊本県					1		1					
大分県								1			1	
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設								アルミニウム合金製造施設			
	乾燥炉				小 計				焙焼炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									1			1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	6			6	11			11	2			2
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市						1		1				
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	8	0	0	8	30	1	0	31	26	3	1	30

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道	15	1		16					15	1		16
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1					1			1
秋田県												
山形県	2			2					2			2
福島県	18	5		23	2			2	21	5		26
茨城県	20	5		25	2	1		3	24	7		31
栃木県	42	4		46	2	1		3	47	5		52
群馬県	3		4	7	2			2	6		4	10
埼玉県	31	6	6	43	4			4	35	6	6	47
千葉県	8			8					8			8
東京都												
神奈川県												
新潟県	6	3		9					6	3		9
富山県	34			34					34			34
石川県	1			1					1			1
福井県	16			16	1			1	17			17
山梨県			2	2							2	2
長野県	11	2		13	2			2	13	2		15
岐阜県	2	1		3					2	1		3
静岡県	45	9	6	60	6			6	56	9	6	71
愛知県	86	8	7	101	6	2		8	98	11	8	117
三重県	26	2		28	2			2	30	2		32
滋賀県	13			13	2			2	15			15
京都府	4			4					4			4
大阪府	6	1	2	9	1	1	1	3	7	2	3	12
兵庫県	3		1	4					4	1	1	6
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	2			2	1			1	3			3
広島県	3			3					3			3
山口県	1			1					1			1
徳島県												
香川県	1			1					2			2
愛媛県												
高知県												
福岡県	11	3	5	19			2	2	11	3	7	21
佐賀県	4			4					4			4
長崎県	1			1					1			1
熊本県	18			18	1			1	19			19
大分県	1			1					2			2
宮崎県	1			1					1			1
鹿児島県	1	1		2					1	1		2
沖縄県												

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3	1			1	4			4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	18	2		20					18	2		20
浜松市		1		1						1		1
名古屋市	13	1		14					13	1		14
京都市	5	2	1	8			1	1	5	2	2	9
大阪市												
堺市	6			6	1			1	7			7
神戸市												
岡山市												
広島市	2			2	1			1	3			3
北九州市	2	1		3					3	1		4
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1					1			1
郡山市												
いわき市	1			1					1			1
宇都宮市												
前橋市	3			3					3			3
高崎市												
川越市	1			1					1			1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	6	1		7		2		2	6	3		9
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	3	2		5					3	2		5
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	28	1	1	30	3			3	31	1	1	33
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14					11	5		16
尼崎市												
西宮市												
奈良市		1		1						1		1
和歌山市												
倉敷市	8			8					8			8
福山市												
下関市	9	3		12					9	3		12
高松市	1			1					1			1
松山市												
高知市												
久留米市	3			3					3			3
長崎市												
大分市	2			2					2			2
宮崎市												
鹿児島市			1	1							1	1
那覇市												
合計	563	71	36	670	40	7	4	51	629	81	41	751

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	17					17	21			2	2	25
青森県	8			2		10	18			4		22
岩手県	2					2	22					22
宮城県	9				1	10	26			1	2	29
秋田県	3					3	12			1		13
山形県	7					7	8			3	1	12
福島県	8					8	24	1		5		29
茨城県	29					29	54				2	56
栃木県	10					10	26			1	2	29
群馬県	13					13	23			1		24
埼玉県	41					41	62			5	9	76
千葉県	45			1		46	65			10	1	76
東京都	74	23		4	30	108	29	5	2	8	9	48
神奈川県	29	5		2		31	18			6	3	27
新潟県	8					8	49			2		51
富山県	6					6	9				5	14
石川県							12					12
福井県	5					5	12					12
山梨県	3					3	20					20
長野県	7					7	25			2		27
岐阜県	2					2	29					29
静岡県	24			2	1	27	35			8	2	45
愛知県	38	8		5	1	44	44	2		2	2	48
三重県	15					15	25			5		30
滋賀県	5			1		6	19			2		21
京都府	6					6	13					13
大阪府	33					33	32			3		35
兵庫県	20			1		21	27			1	1	29
奈良県	6					6	19			4		23
和歌山県							12	1				12
鳥取県	5					5	5				1	6
島根県	2					2	8			2		10
岡山県	4					4	14			1		15
広島県	9					9	17			2		19
山口県	9	1		1		10	22	1		2		24
徳島県				1		1	13			8	4	25
香川県	7					7	5			1		6
愛媛県	17			1		18	20					20
高知県							11					11
福岡県	13			3		16	17			3	7	27
佐賀県	4					4	13					13
長崎県	8					8	11			4		15
熊本県	2					2	24					24
大分県	1			2		3	12					12
宮崎県	7			2		9	8			1		9
鹿児島県							22			1		23
沖縄県	8					8	18					18

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	9					9	8					8
仙台市	13					13	5					5
さいたま市	11					11	3					3
千葉市	13					13	3					3
横浜市	22				4	26	1			3		4
川崎市	20	1			1	21	6	2				6
相模原市	7					7	1					1
新潟市	8					9	8	1				8
静岡市	6					6	2				1	3
浜松市	7				1	8	1			2	8	11
名古屋市	15				4	19	2					2
京都市	11				5	16	2					2
大阪市	21				1	23	7					7
堺市	11				4	15	2					2
神戸市	13	2				14	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	9					9	2			2		4
北九州市	15	2				15	3				1	4
福岡市	9					9	4					4
熊本市	4					4						
函館市	3					3						
旭川市	2					2	2					2
青森市	5					6	2					2
盛岡市	3					3	3					3
秋田市	3					3	3					3
郡山市	4					4	2					2
いわき市	13					13	6					6
宇都宮市	6				1	7	3			1		4
前橋市	3					3	3			1		4
高崎市	3					3	2					2
川越市	2					2	3					3
船橋市	7				1	8						
柏市	5					5	3					3
横須賀市	5					5	2				1	3
富山市	3					3						
金沢市	5					5	4					4
長野市	3					3	1					1
岐阜市	4				1	5	6					6
豊橋市	3					3	4					4
岡崎市	4				3	7						
豊田市	4					4	3					3
大津市							6					6
豊中市	1				4	5	2					2
高槻市	4				1	5	2					2
東大阪市	8					8	4					4
姫路市	11				1	12	9					9
尼崎市	6				1	7	1			2		3
西宮市	5					5	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	6					6	4					4
倉敷市	10				2	12	9			3		12
福山市	4					4	5			1		6
下関市	1					1	2			1		3
高松市	5					5						
松山市	5				1	6	1			2		3
高知市	3					3	1					1
久留米市	3					3						
長崎市	4					4						
大分市	9					9	1			1		2
宮崎市						3	3	1				1
鹿児島市	4					4	2					2
那覇市												
合計	984	42	0	64	40	1088	1196	13	4	127	56	1383

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	74			20	7	101	60			12	2	74
青森県	23			8		31	37			15	1	53
岩手県	17			5	2	24	57	1		11	1	69
宮城県	18			4	3	25	29			9	6	44
秋田県	35			5		40	15			3		18
山形県	16			7		23	56			3		59
福島県	39			9		48	7			8		15
茨城県	54			12		66	81			95	8	184
栃木県	23			9	5	37	44			15	10	69
群馬県	27			7		34	20			5	3	28
埼玉県	51			19	12	82	12			12	2	26
千葉県	49			13		62	49			59	17	125
東京都	24	7	3	9	11	47	30			5	12	47
神奈川県	13	2		8		21	17			11	3	31
新潟県	42			6	3	51	44			14	4	62
富山県	11		2	3	1	17	20			4	7	31
石川県	18			5	2	25	20	1		9	9	38
福井県	23	1		5		28	27			12	1	40
山梨県	23				1	24	22			2		24
長野県	43			18	1	62	38			10	1	49
岐阜県	42	1		20	1	63	56			16	6	78
静岡県	58			11	3	72	65			22	11	98
愛知県	60	3	2	15	5	82	32	1		14	2	48
三重県	34			10	6	50	34			22	15	71
滋賀県	25			7	1	33	21			9	1	31
京都府	25			4		29	29			5		34
大阪府	23			16		39	11			2	2	15
兵庫県	39			12	15	66	57	2		25	28	110
奈良県	33			3	4	40	43			33	26	102
和歌山県	32			2		34	19			10	2	31
鳥取県	26			5	4	35	20		1	7	10	38
島根県	22			3		25	20			3	2	25
岡山県	32			12		44	41			10	1	52
広島県	37	3		8		45	32	2		10	3	45
山口県	32	1		9		41	36	1		5		41
徳島県	30		1	6	6	43	35			15	21	71
香川県	18			6	1	25	38			21	3	62
愛媛県	41	6		7	1	49	32	6		11	21	64
高知県	15			12	1	28	19			15	27	61
福岡県	20			8	15	43	39			7	36	82
佐賀県	23			15		38	18			11	7	36
長崎県	33			17		50	16			14	1	31
熊本県	37					37	29			6	1	36
大分県	16	1		2		18	10	4		5	1	16
宮崎県	15			1	1	17	28	1		1	1	30
鹿児島県	39			7		46	53			13	5	71
沖縄県	27			4	2	33	18			9	1	28

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	1					1	2			1		3
仙台市	3					3	6			1	1	8
さいたま市	5					5	1			1		2
千葉市	3				2	5	7			8		15
横浜市	3				2	5	6			6		12
川崎市	15	3			1	16	1					1
相模原市	8					8					3	3
新潟市	8	1	1		3	1	13	11		6	1	18
静岡市	5				1	2	8	13		1	4	18
浜松市	8				10	2	20	10		5	2	17
名古屋市	2	1				2	8			3	1	12
京都市	7				2	9	4			11		15
大阪市	5				4	9	2			1		3
堺市	3				1	4	4			6	2	12
神戸市	1				1	2	5	1		5	1	11
岡山市	17				5	5	27	10			1	11
広島市	13				8	21	9			1		10
北九州市	11				3	14	6	2		6		12
福岡市	4				1	5	4			1		5
熊本市	5				1	6	7			2		9
函館市	1				2	3	3					3
旭川市	1					1	4					4
青森市	1				1	2	8			2	1	11
盛岡市	4				1	5	8			1		9
秋田市	3				3	6	2			1		3
郡山市	1					1	6			1	1	8
いわき市	3				2	5				1		1
宇都宮市	4				1	5	2			3		5
前橋市	2				2	4	6			4	2	12
高崎市	3				1	1	5	4		1	1	6
川越市	2	1				2	2					2
船橋市	1					1				3		3
柏市	2					2	1				3	4
横須賀市	1					1	2			2		4
富山市	6				2	1	9	9		3	3	15
金沢市	3				3	6	5			1	2	8
長野市	6				2	8	5			1		6
岐阜市	2				2	4	4			1		5
豊橋市	2				1	3	4					4
岡崎市	3				2	5	4			1	1	6
豊田市	3					3	4					4
大津市	3					3	2			2		4
豊中市												
高槻市	2					2	3			2		5
東大阪市							2					2
姫路市	4					4	5			2	3	10
尼崎市	4					4	1			1		2
西宮市	1					1						
奈良市	2				2	4	6			6		12
和歌山市	8				2	10	8			1	1	10
倉敷市	17				2	19	4				1	5
福山市	6	1			6	12	17	4		7	5	29
下関市	6				1	7	3			1		4
高松市	5				2	7	7	1		1	1	9
松山市	7				4	11	7			5	1	13
高知市	2					2	8		1	4	4	17
久留米市	2					3	5	3			2	5
長崎市	2				1	3	3			1		4
大分市	8				5	1	14	4	1	2	1	7
宮崎市	1					1	6				2	8
鹿児島市	6				6	12	8			1	1	10
那覇市										1		1
合計	1724	32	9	495	130	2358	1832	28	2	763	373	2970

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ² 以上)						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	14			4		18	8			1		9
青森県	5			4	1	10	8					8
岩手県	7			1		8	1					1
宮城県	5			1	2	8	3				1	4
秋田県	1					1	2			3		5
山形県	1			3	1	5	6					6
福島県	9			4	1	14	6			3		9
茨城県	17			8		25	7			3		10
栃木県	10			8	3	21	6			1		7
群馬県	5			9		14				1		1
埼玉県	31			20	9	60	6			3	3	12
千葉県	14			11	2	27	13			1	2	16
東京都	15	2		11	26	52	10	1		1	8	20
神奈川県	8	1		2	2	12	2			2		4
新潟県	11			9	1	21	13			5		18
富山県	6			2		8	3					3
石川県	3			1	2	6				1		1
福井県	6			4		10	3			1		4
山梨県	7					7	5					5
長野県	7			2		9	4			1		5
岐阜県	26			13	5	44	7			1		8
静岡県	21			10	2	33	10			12	1	23
愛知県	18	1		6		24	3			3		6
三重県	13			7	2	22	5			4	1	10
滋賀県	7			1		8	5			2		7
京都府	5				1	6						
大阪府	4			1		5	4			1		5
兵庫県	17			10	4	31	5				1	6
奈良県	6			3	7	16	1			1	1	3
和歌山県	1			6		7	4			2		6
鳥取県	2				3	5				1		1
島根県	3					3	5			2	1	8
岡山県	1			3		4	5			1		6
広島県	14	1		2	1	17	6	1		3	1	10
山口県	12			5		17	3			6		9
徳島県	9	1				9	1					1
香川県	7			4		11	4			1		5
愛媛県	10	2		2	12	24	10			1	1	12
高知県	4			6	2	12				1	2	3
福岡県	3			4	23	30	2				9	11
佐賀県	5			2	1	8	3			1		4
長崎県	2			1		3	3			1		4
熊本県	5			2		7	5			3		8
大分県	4			4		8	2	1		1		3
宮崎県	1					1						
鹿児島県	11			1		12	7					7
沖縄県	7			3		10	1			4		5

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ² 以上)						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市				2		2	2					2
仙台市	1					1						
さいたま市	4					4	1			1		2
千葉市	5			1	1	7	1					1
横浜市	4			22		26				5		5
川崎市	4					4	2					2
相模原市	1					1						
新潟市	6				1	7	1			1		2
静岡市	5			1	2	8	1			2	1	4
浜松市				1		1	1					1
名古屋市	5				2	7	5			1		6
京都市	4	1		10		14				2		2
大阪市	6			1		7						
堺市	4			1		5						
神戸市					1	1				1		1
岡山市	1			1		2	2					2
広島市	1					1	1					1
北九州市							1			1		2
福岡市												
熊本市										1		1
函館市												
旭川市							1					1
青森市	3					3	1			2		3
盛岡市	1					1	2					2
秋田市										1		1
郡山市	2			1		3						
いわき市	2					2						
宇都宮市	1			1		2	1					1
前橋市	2				1	3				1		1
高崎市	3			3		6	2			1		3
川越市	2	1				2						
船橋市	2				1	3						
柏市					2	2						
横須賀市					1	1	4				1	5
富山市	4			2		6	1			1		2
金沢市	3			1		4	1					1
長野市												
岐阜市	2			1		3	1					1
豊橋市												
岡崎市	6					6						
豊田市	2					2						
大津市												
豊中市	1					1						
高槻市												
東大阪市	2					2						
姫路市	4			1		5	1					1
尼崎市	2				1	3						
西宮市							1					1
奈良市	1			2		3				2		2
和歌山市	2					2	1			5		6
倉敷市	1			1		2	1					1
福山市				1		1						
下関市							1					1
高松市	1			1		2						
松山市	1					1						
高知市	1				1	2						
久留米市	3					3						
長崎市	2			2		4						
大分市											1	1
宮崎市					1	1				1		1
鹿児島市	3					3						
那覇市												
合計	510	10	0	257	128	895	244	2	1	107	36	388

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉					合計						
	小計											
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	194			39	11	244	212			40	11	263
青森県	99			33	2	134	102			33	2	137
岩手県	106	1		17	3	126	106	1		17	3	126
宮城県	90			15	15	120	93			15	15	123
秋田県	68			12		80	68			12		80
山形県	94			16	2	112	96			16	2	114
福島県	93	1		29	1	123	116	1		34	1	151
茨城県	242			118	10	370	275			125	10	410
栃木県	119			34	20	173	168			39	20	227
群馬県	88			23	3	114	97			23	7	127
埼玉県	203			59	35	297	242			65	42	349
千葉県	235			95	22	352	246			95	22	363
東京都	182	37	6	38	96	322	185	37	6	38	96	325
神奈川県	87	8		31	8	126	88	8		31	8	127
新潟県	167			36	8	211	176			39	8	223
富山県	55		2	9	13	79	90		2	9	13	114
石川県	53	1		16	13	82	54	1		16	13	83
福井県	76	1		22	1	99	93	1		22	1	116
山梨県	80			2	1	83	80			2	3	85
長野県	124			33	2	159	137			35	2	174
岐阜県	162	1		50	12	224	164	1		51	12	227
静岡県	213			65	20	298	269			74	26	369
愛知県	195	15	2	45	10	252	309	15	2	58	18	387
三重県	126			48	24	198	156			50	24	230
滋賀県	82			22	2	106	97			22	2	121
京都府	78			9	1	88	82			9	1	92
大阪府	107			23	2	132	118			25	5	148
兵庫県	165	2		49	49	263	171	2		50	50	271
奈良県	108			44	38	190	108			44	38	190
和歌山県	68	1		20	2	90	68	1		20	2	90
鳥取県	58		1	13	18	90	58		1	13	18	90
島根県	60			10	3	73	63			11	3	77
岡山県	97			27	1	125	100			27	1	128
広島県	115	7		25	5	145	120	7		25	5	150
山口県	114	4		28		142	122	4		33		155
徳島県	88	1	1	30	31	150	88	1	1	30	31	150
香川県	79			33	4	116	81			33	4	118
愛媛県	130	14		22	35	187	133	14		22	35	190
高知県	49			34	32	115	49			34	32	115
福岡県	94			25	90	209	107			28	97	232
佐賀県	66			29	8	103	71			29	8	108
長崎県	73			37	1	111	74			37	1	112
熊本県	102			11	1	114	123			11	1	135
大分県	45	6		14	1	60	47	6		14	1	62
宮崎県	59	1		5	2	66	60	1		5	2	67
鹿児島県	132			22	5	159	133			23	5	161
沖縄県	79			20	3	102	80			20	3	103

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計					報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)							
札幌市	22			3	25	23			3	26		
仙台市	28			1	30	29			1	31		
さいたま市	25			2	27	25			2	27		
千葉市	32			11	44	33			12	46		
横浜市	36			42	78	40			42	82		
川崎市	48	6		2	50	53	6		2	55		
相模原市	17				3	20			3	20		
新潟市	42	2	1	10	4	57	42	2	1	57		
静岡市	32			5	10	47	50		7	10	67	
浜松市	27		2	25	4	58	27		2	26	4	59
名古屋市	37	1		8	3	48	51	1		9	3	63
京都市	28	1		30		58	33	1		32	2	67
大阪市	41			7	1	49	51			7	1	59
堺市	24			12	2	38	36			12	2	50
神戸市	22	3		7	3	32	22	3		7	3	32
岡山市	38			7	6	51	38			7	6	51
広島市	35			11		46	38			11		49
北九州市	36	4		10	1	47	44	4		14	1	59
福岡市	21			2		23	21			2		23
熊本市	16			4		20	16			4		20
函館市	7			2		9	7			2		9
旭川市	10					10	10					10
青森市	20			5	2	27	20			5	2	27
盛岡市	21			2		23	21			2		23
秋田市	11			5		16	12			5		17
郡山市	15			2	1	18	15			2	1	18
いわき市	24			3		27	29			3		32
宇都宮市	17			7		24	18			7		25
前橋市	16			8	3	27	19			8	3	30
高崎市	17			6	2	25	17			6	2	25
川越市	11	2				11	12	2				12
船橋市	10			4	1	15	11			4	1	16
柏市	11				5	16	11				5	16
横須賀市	14			2	3	19	14			2	3	19
富山市	23			7	5	35	30			10	5	45
金沢市	21			5	2	28	21			5	2	28
長野市	15			3		18	15			3		18
岐阜市	19			5		24	21			5		26
豊橋市	13			1		14	17			3		20
岡崎市	17			6	1	24	19			6	1	26
豊田市	16					16	47			1	1	49
大津市	11			2		13	11			2		13
豊中市	4			4		8	4			4		8
高槻市	11			3		14	11			3		14
東大阪市	16					16	16					16
姫路市	34			4	3	41	60			9	4	73
尼崎市	14			4	1	19	14			4	1	19
西宮市	8					8	8					8
奈良市	13			12		25	13			13		26
和歌山市	29			8	1	38	34			9	1	44
倉敷市	42			8	1	51	58			9	1	68
福山市	32	5		15	5	52	34	5		17	5	56
下関市	13			3		16	22			6		28
高松市	18	1		4	1	23	19	1		4	1	24
松山市	21			12	1	34	21			12	1	34
高知市	15		1	4	5	25	15		1	4	5	25
久留米市	11				5	16	14				5	19
長崎市	11			4		15	11			4		15
大分市	22	1		8	3	33	26	1		8	3	37
宮崎市	8			1	6	15	8			1	6	15
鹿児島市	23			7	1	31	23			7	2	32
那覇市				1		1				1		1
合 計	6490	127	16	1813	763	9082	7272	127	16	1910	806	10004

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－６（１a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		焼結炉		溶鉾炉		溶解炉		乾燥炉	
					報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道			1	1										
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（１b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
					焙焼炉		焼結炉		溶鉾炉		溶解炉		乾燥炉	
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市			1	1										
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合計	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表Ⅲ－６（２a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉				
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上		
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道													1
青森県													
岩手県													
宮城県										5			12
秋田県													
山形県													
福島県					1	1			1	1			
茨城県					1	1			1	1			
栃木県						8				8			
群馬県								1		1			
埼玉県						1				1			
千葉県					4	4			4	4			
東京都													
神奈川県										3			4
新潟県					2	2			2	2			
富山県													
石川県													
福井県										1			2
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県							2	2	2	2			1
愛知県													
三重県						1				1			
滋賀県													
京都府													
大阪府						3				3			
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県					1	1			1	1			
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

表Ⅲ－６（２b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	重鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市													3	
大阪市						2				2			3	
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市											2		2	
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	0	0	0	0	9	24	2	3	11	27	11	0	0	28

表Ⅲ－６（３a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道								5				
青森県												3
岩手県					1			1	3			3
宮城県	3			8				3	1			4
秋田県					4	4		4				
山形県								3				2
福島県				1								2
茨城県					1			1	2	2		2
栃木県				2				4				1
群馬県												
埼玉県					1	1		6				1
千葉県				1				4				7
東京都				3				1				2
神奈川県				3	1			6				
新潟県									2			2
富山県												
石川県									1			4
福井県								2				4
山梨県												1
長野県									1			1
岐阜県				2	2	1		6	1			2
静岡県					1			2				6
愛知県												
三重県				1					1			2
滋賀県					2			2	1			1
京都府									1			2
大阪府								4	2			4
兵庫県				4	5			8	2			6
奈良県								1				6
和歌山県					1			1				2
鳥取県												4
島根県												1
岡山県								1				1
広島県				1				1	2			5
山口県								1				1
徳島県								6				5
香川県				3				3				1
愛媛県					1			1				7
高知県								3				1
福岡県							1	3				1
佐賀県								5				2
長崎県												
熊本県				1								1
大分県												
宮崎県												2
鹿児島県					2			2	4			9
沖縄県												

表Ⅲ－６（３ｂ） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												1
仙台市												
さいたま市												
千葉市									1			1
横浜市								1				
川崎市												
相模原市												
新潟市								1				1
静岡市												1
浜松市								1				
名古屋市												2
京都市					1			1				
大阪市												
堺市								1				
神戸市									1	1		1
岡山市									1			1
広島市								3				1
北九州市												
福岡市												1
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												1
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市					1	1		4				
金沢市												
長野市												
岐阜市												1
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市									1			1
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市								1				1
下関市												
高松市					1	1		1				
松山市					1			1				
高知市					1	1		1	1	1		1
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	3	0	0	30	27	9	1	106	30	4	0	127

表Ⅲ－６（４a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ³ 以上）				小 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道												6
青森県												3
岩手県									4			4
宮城県				1				1	9			29
秋田県									4	4		4
山形県												5
福島県												3
茨城県				1					3	2		4
栃木県				1								8
群馬県												
埼玉県	2	2		5				1	3	3		13
千葉県								2				14
東京都				1				1				8
神奈川県									4			13
新潟県									2			2
富山県												
石川県									1			4
福井県								2	1			10
山梨県				1								2
長野県	1			1					2			2
岐阜県	1	1		1				1	4	2		12
静岡県	1			1				1	2			11
愛知県												
三重県				1					1			4
滋賀県					1			1	4			4
京都府									1			2
大阪府	1			1					3			9
兵庫県									7			18
奈良県												7
和歌山県				1				1	1			5
鳥取県				1								5
島根県												1
岡山県												2
広島県								2	2			9
山口県				1								3
徳島県				1				1				13
香川県				2								9
愛媛県					1			3	2			11
高知県				1								5
福岡県											1	4
佐賀県												7
長崎県												
熊本県												2
大分県												
宮崎県												2
鹿児島県									6			11
沖縄県												

表Ⅲ－６（４ｂ） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												1
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1			1					2			2
横浜市												1
川崎市								1				1
相模原市												
新潟市												2
静岡市				1								2
浜松市												1
名古屋市				1								3
京都市									1			4
大阪市												3
堺市				1								2
神戸市	1	1		1					2	2		2
岡山市									1			1
広島市												4
北九州市									2			2
福岡市												1
熊本市												
函館市												
旭川市					2			2	2			2
青森市								1				1
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市	1			1					1			2
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市									1	1		4
金沢市	1			1					1			1
長野市												
岐阜市												1
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市									1			1
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市				1								1
倉敷市												
福山市				1								3
下関市												
高松市									1	1		1
松山市									1			1
高知市									2	2		2
久留米市												
長崎市												
大分市				1				2				3
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	10	4	0	32	4	0	0	23	85	17	1	346

表Ⅲ－6（5a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別一都道府県別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道	1			7
青森県				3
岩手県	4			4
宮城県	9			29
秋田県	4	4		4
山形県				5
福島県	1			4
茨城県	4	2		5
栃木県				16
群馬県				1
埼玉県	3	3		14
千葉県	4			18
東京都				8
神奈川県	4			13
新潟県	4			4
富山県				
石川県	1			4
福井県	1			10
山梨県				2
長野県	2			2
岐阜県	4	2		12
静岡県	4			13
愛知県				
三重県	1			5
滋賀県	4			4
京都府	1			2
大阪府	3			12
兵庫県	7			18
奈良県				7
和歌山県	1			5
鳥取県				5
島根県				1
岡山県				2
広島県	2			9
山口県				3
徳島県				13
香川県				9
愛媛県	2			11
高知県				5
福岡県			1	4
佐賀県				7
長崎県				
熊本県	1			3
大分県				
宮崎県				2
鹿児島県	6			11
沖縄県				

表Ⅲ－６（５b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				1
仙台市				
さいたま市				
千葉市	2			2
横浜市				1
川崎市				1
相模原市				
新潟市				2
静岡市				2
浜松市				1
名古屋市				3
京都市	1			4
大阪市				5
堺市				2
神戸市	2	2		2
岡山市	1			1
広島市				4
北九州市	3			3
福岡市				1
熊本市				
函館市				
旭川市	2			2
青森市				1
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市	1			2
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市	1	1		4
金沢市	1			1
長野市				
岐阜市				1
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市	1			1
豊中市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市	1			1
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				1
倉敷市				
福山市				3
下関市				
高松市	1	1		1
松山市	1			1
高知市	2	2		2
久留米市				
長崎市				
大分市				3
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	98	17	1	375

表Ⅲ－７（１a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別一都道府県別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーボト法アセリンの製造の用に供する アセリン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道	4			4								
青森県	1			1								
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県		1		1								
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	1			1								
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県					1			1				
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（１b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	硫酸塩ハルブ（クラフトハルブ）又は 亜硫酸ハルブ（サルファイトハルブ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーボトメチレンの製造の用に供する メチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
相模原市												
新潟市			1	1								
静岡市												
浜松市						1		1				
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	24	1	1	26	4	1	0	5	0	0	0	0

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別一都道府県別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県									1			1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市									1			1
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	5	0	0	5

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 （ 3 a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別一都道府県別）

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									1			1
愛知県	1			1								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（３b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市				1			1		
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合計	1	0	0	1	0	0	1	0	0

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7（ 4 a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別一都道府県別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジホキシベンゾイソトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシベンゾイソトール洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県	1		1						
茨城県									
栃木県							1		1
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県							3		3
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県							3		3
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県				1		1			
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジホキシベンゾイソトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシベンゾイソトール洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									1			1
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市									1			1
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	10	0	0	10

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別一都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道									11	1		12
青森県	1			1					2	1		3
岩手県									2			2
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県									6	1		7
茨城県									4	2	1	7
栃木県									1	1		2
群馬県									3			3
埼玉県									5	1		6
千葉県									15	2		17
東京都									1			1
神奈川県										1		1
新潟県									6	2		8
富山県									4			4
石川県									4			4
福井県									2	3		5
山梨県									2			2
長野県												
岐阜県									7	3		10
静岡県					2			2	26	7	2	35
愛知県									13	4		17
三重県									5	1		6
滋賀県									1			1
京都府									3			3
大阪府									6	3		9
兵庫県									4	1		5
奈良県									1			1
和歌山県									2			2
鳥取県									1			1
島根県									2	1		3
岡山県												
広島県									3	1		4
山口県									11			11
徳島県									5	1		6
香川県									3			3
愛媛県	1			1					4			4
高知県									1			1
福岡県	1			1					6			6
佐賀県										1		1
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市									4			4
千葉市									2			2
横浜市									8			8
川崎市									12	1		13
相模原市												
新潟市									1			1
静岡市									3	2		5
浜松市									1			1
名古屋市									3			3
京都市												
大阪市									1			1
堺市									1			1
神戸市												
岡山市									2			2
広島市												
北九州市									2	1		3
福岡市												
熊本市									1			1
函館市												
旭川市												
青森市									1			1
盛岡市									1			1
秋田市									2			2
郡山市									2			2
いわき市	1			1					6			6
宇都宮市									1			1
前橋市									2			2
高崎市									1			1
川越市									1			1
船橋市												
柏市												
横須賀市									4			4
富山市									1		1	2
金沢市												
長野市												
岐阜市									1			1
豊橋市									1	1		2
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市										1		1
高槻市												
東大阪市												
姫路市									4			4
尼崎市									3			3
西宮市												
奈良市												
和歌山市									3			3
倉敷市									6			6
福山市									1	1		2
下関市												
高松市												
松山市									1	1		2
高知市										2		2
久留米市									1			1
長崎市									3	1		4
大分市									2			2
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	4	0	0	4	2	0	0	2	265	49	4	318

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7（ 6 a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設			
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	
北海道	1			1			4	1		5
青森県							1			1
岩手県							1			1
宮城県							1			1
秋田県										
山形県	1			1						
福島県										
茨城県				1			1	4		4
栃木県								3		3
群馬県				1	1		2	1		1
埼玉県				2			2	10		10
千葉県				1			1	3		3
東京都								20	1	21
神奈川県								13		13
新潟県										
富山県				1			1	2		2
石川県										
福井県								1		1
山梨県										
長野県								4		4
岐阜県								1	1	2
静岡県				2			2	2		2
愛知県				1			1	8		8
三重県								2		2
滋賀県								2		2
京都府								2		2
大阪府				1			1	11		11
兵庫県								3	1	4
奈良県								1		1
和歌山県										
鳥取県								4		4
島根県								1		1
岡山県								1		1
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県				1			1			
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県								1		1
熊本県										
大分県										
宮崎県								1		1
鹿児島県										
沖縄県				1			1			

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（６b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市									4			4
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市		1		1					2			2
横浜市	1			1					5			5
川崎市	1			1					3			3
相模原市												
新潟市					1			1		1		1
静岡市					1			1	3			3
浜松市									2			2
名古屋市									5			5
京都市									4			4
大阪市									6			6
堺市									2			2
神戸市									4			4
岡山市												
広島市									4			4
北九州市									3			3
福岡市									3			3
熊本市									2			2
函館市									1			1
旭川市									1			1
青森市												
盛岡市												
秋田市									1	1		2
郡山市									1			1
いわき市									1			1
宇都宮市												
前橋市									1			1
高崎市									1			1
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市									2			2
富山市						1		1			2	2
金沢市									3			3
長野市									3			3
岐阜市									2			2
豊橋市									1			1
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市									1			1
高槻市									1			1
東大阪市									2			2
姫路市									2			2
尼崎市									2			2
西宮市									3			3
奈良市												
和歌山市									2			2
倉敷市									1			1
福山市									1			1
下関市					1			1				
高松市									2			2
松山市												
高知市					1			1	1			1
久留米市												
長崎市									1			1
大分市												
宮崎市									2			2
鹿児島市									1			1
那覇市												
合計	4	1	0	5	16	2	0	18	203	4	4	211

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数		報告事業場数 (a)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c)
		休止 (b)	未測定 (c)		休止 (b)	未測定 (c)	
北海道				20	2		22
青森県				5	1		6
岩手県				4			4
宮城県				4			4
秋田県	1	1	2	1	1		2
山形県				1			1
福島県				7	1		8
茨城県				9	2	1	12
栃木県		1	1	5	2		7
群馬県				6	1		7
埼玉県				17	1		18
千葉県	3		3	23	2		25
東京都				21	1		22
神奈川県				13	1		14
新潟県	4		4	11	2		13
富山県				11			11
石川県				4			4
福井県				3	3		6
山梨県				2			2
長野県				4			4
岐阜県				9	3	1	13
静岡県	1		1	37	8	2	47
愛知県	2		2	26	4		30
三重県			1	9	1	1	11
滋賀県				3			3
京都府				5			5
大阪府				18	3		21
兵庫県				9	1	1	11
奈良県				2			2
和歌山県				2			2
鳥取県				6			6
島根県				4	1		5
岡山県				1			1
広島県	1		1	5	1		6
山口県	2		2	16			16
徳島県				6	1		7
香川県	1		1	6			6
愛媛県	2		2	9			9
高知県				1			1
福岡県	1		1	8			8
佐賀県					1		1
長崎県				1			1
熊本県				2			2
大分県							
宮崎県	1		1	4			4
鹿児島県				1			1
沖縄県				1			1

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	
札幌市				4			4	
仙台市				2			2	
さいたま市				4			4	
千葉市	1			5	1		6	
横浜市	1			16			16	
川崎市				16	1		17	
相模原市								
新潟市				2	1	1	4	
静岡市				8	2		10	
浜松市				3	1		4	
名古屋市				10			10	
京都市				4			4	
大阪市				7			7	
堺市				3			3	
神戸市				4			4	
岡山市				2			2	
広島市				4			4	
北九州市				5	1		6	
福岡市				3			3	
熊本市				3			3	
函館市				1			1	
旭川市				2			2	
青森市				1			1	
盛岡市				1			1	
秋田市				4	1		5	
郡山市				3			3	
いわき市				9			9	
宇都宮市	1			2			2	
前橋市				3			3	
高崎市				2			2	
川越市				1			1	
船橋市								
柏市								
横須賀市				6			6	
富山市	1			2	1	3	6	
金沢市				3			3	
長野市				3			3	
岐阜市				3			3	
豊橋市				2	1		3	
岡崎市								
豊田市								
大津市				2			2	
豊中市				1	1		2	
高槻市				1			1	
東大阪市				2			2	
姫路市	1			7			7	
尼崎市				5			5	
西宮市				3			3	
奈良市								
和歌山市				5			5	
倉敷市				8			8	
福山市				2	1		3	
下関市				2			2	
高松市				2			2	
松山市				1	1		2	
高知市				2	2		4	
久留米市				1			1	
長崎市				4	1		5	
大分市	2			4			4	
宮崎市				2			2	
鹿児島市				1			1	
那覇市								
合 計	26	2	1	29	570	60	10	640

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－８（１a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設		カーバ이트法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県		1				
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（１b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設		カーバ이트法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	0	1	0	0	0	0

表Ⅲ－８（２a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						1
千葉県						
東京都						
神奈川県						1
新潟県						2
富山県						
石川県						
福井県					1	1
山梨県						
長野県						
岐阜県					1	2
静岡県						
愛知県						1
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府					1	2
兵庫県						1
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（２b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市					1	2
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						1
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	0	0	0	0	4	14

表Ⅲ－８（３a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府					1	1
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（３b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市		1				
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						1
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						1
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合計	0	1	0	0	1	3

表Ⅲ－８（４a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				1
千葉県				
東京都				
神奈川県				1
新潟県				2
富山県				
石川県				
福井県			1	1
山梨県				
長野県				
岐阜県			1	2
静岡県				1
愛知県				1
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府			2	3
兵庫県				1
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表Ⅲ－８（４b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市		1		2
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				1
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				1
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市			1	2
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				1
久留米市				
長崎市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	0	1	5	20

表Ⅲ－９ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係－全国)

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	323	2
文書指導件数	839	32
一時使用停止命令	0	0
その他	0	0

注) 未報告1件に対し、平成25年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表Ⅱ－2に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１０（a） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（都道府県別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
北海道	4							
青森県	3							
岩手県	2							
宮城県								
秋田県								
山形県	9							
福島県	5							
茨城県	7	1						
栃木県	3	19						
群馬県	6							
埼玉県	13	3						
千葉県		22						
東京都		36						
神奈川県	3	2						
新潟県	4	1						
富山県	7							
石川県	13							
福井県	2							
山梨県	4	61				2		
長野県	1							
岐阜県	1							
静岡県	10				1			
愛知県	4							
三重県	3							
滋賀県	1							
京都府	1							
大阪府	2							
兵庫県	45							
奈良県	12	233						
和歌山県	2							
鳥取県	6	19						
島根県		2						
岡山県	17	2						
広島県	5							
山口県		17						
徳島県	8	50						
香川県	3					2		
愛媛県	11	1						
高知県		97						
福岡県	26	2						
佐賀県	7	1						
長崎県	1							
熊本県	1							
大分県	1	1						
宮崎県								
鹿児島県		76						
沖縄県	2							

注) 未報告1件に対し、平成25年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１０（b） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市	1	13						
横浜市								
川崎市					1			
相模原市								
新潟市		66				19		
静岡市		4						
浜松市	3							
名古屋市	3	2						
京都市								
大阪市								
堺市	5	34						
神戸市	1	18						
岡山市	12	32						
広島市	3							
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市	8							
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市		17				9		
宇都宮市								
前橋市	3							
高崎市								
川越市								
船橋市		3						
柏市								
横須賀市	2							
富山市		3						
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市	3							
尼崎市	1							
西宮市								
奈良市								
和歌山市	1							
倉敷市								
福山市		1						
下関市								
高松市	2							
松山市	5							
高知市	4							
久留米市	5							
長崎市								
大分市	3							
宮崎市								
鹿児島市	2							
那覇市	1							
合 計	323	839	0	0	2	32	0	0

注）未報告１件に対し、平成２５年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１１ 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日)

措 置 状 況	大気関係	水質関係
基準超過件数	18	0
口頭指導件数	13	0
文書指導件数	10	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	0	0
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0
その他	4	0

注) 表Ⅱ－３排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成２５年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表Ⅳ－１ 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成25年4月1日～平成26年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	1
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	0
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成26年3月31日現在	
対策地域指定件数（累計）	6
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1) 3
対策事業が完了したものの地域指定は解除されていない地域数	(※2) 1
対策事業実施中の指定対策地域数	(※3) 1
対策計画策定中の指定対策地域数	(※4) 1

- (※1) ・東京都大田区大森南
 指定面積：365m²
 指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日
- ・和歌山県橋本市野字上山谷田
 指定面積：4,930m²
 指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日
- ・香川県高松市新開西公園
 指定面積：342m²
 指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日
- (※2) ・東京都北区豊島五丁目
 指定面積：13,409m²
 指定年月日：平成18年3月6日
- (※3) ・福島県双葉郡大熊町大字小入野
 指定面積：8,970m²
 指定年月日：平成19年1月16日
 区域変更：平成22年3月9日（変更後の面積：257.8m²）
 (* 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。)
- (※4) ・東京都荒川区東尾久七丁目
 指定面積：9,601m²
 指定年月日：平成26年2月21日

表Ⅳ－２ 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	2

表IV-3 (a) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別一都道府県別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表Ⅳ－３ (b) 法第３４条第１項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別－政令市別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表V-1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成26年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乘せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	15団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、岐阜県、 三重県、熊本県、 札幌市、さいたま 市、横浜市、川崎 市、名古屋市、柏 市、高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表VI-1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国） 注1）

	平成25年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成26年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
								平成25年 3月31日 現在の 設置基数	平成26年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩ナトリウム(ナトリウム)又は亜硫酸ナトリウム(ナトリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	64	1	0	0	0	6	59	0	0
カーボン法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	54	0	0	0	0	0	54	0	0
硫酸ナトリウムの製造の用に供する硫酸洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維の製造の用に供する硫酸洗浄施設	27	0	0	0	0	1	26	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する廃成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	2	0	0	0	0	9	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	0	0
アクリロニトリルの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シリケート分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	0	0
カーボンセツ又は活性炭の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	0	0
4-クロロフェノールの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	3	1	0	0	0	1	3	0	0
2,3-ジブチル-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	0	0
シリケート、イソクトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルベンゼン洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アセトニトリル又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、通式集じん施設	70	0	0	0	0	0	70	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び通式集じん施設	32	0	0	0	0	0	32	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	256	1	0	0	0	11	246	0	0
廃ガス洗浄施設									
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、通式集じん施設及び灰の貯留施設	1,787	17	3	0	0	82	1,725	7(3)	7(3)
あっては汚水又は廃液を排出するもの	855	10	1	0	0	29	837	0	0
小計	2,642	27	4	0	0	111	2,562	7(3)	7(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	130	0	0	0	0	1	129	0	0
アクリル樹脂の破環の用に供する施設のうちアクリル反応施設、廃ガス洗浄施設及び通式集じん施設	60	0	0	0	0	0	60	0	0
下水道終末処理施設	253	0	0	0	0	4	249	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	45	0	1	0	0	2	44	2(1)	2(1)
合計	3,668	32	5	0	0	137	3,568	9(4)	9(4)
									8(4)

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等には含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表VI-2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法一全域）注1）

	平成25年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成26年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩カルブ（アブトカルブ）又は亜硫酸カルブ（アブトカルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	13	0	0	0	0	0	13	5	0
カーボート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルキレンの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
アブトカルブの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロカドレート系染料の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブチロ-1,4-ブチキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジメチルベンゾイルの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルベンゾイルの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アブトカルブはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
曲鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	11	0	0	0	0	0	11	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	181	0	0	0	0	7	174	63	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	25	0	0	0	0	0	25	9	0
アクリルの破棄の用に供する施設のうちアクリル反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	206	0	0	0	0	7	199	72	0
下水道終末処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	13	0	0	0	0	0	13	8	0
合計	273	0	0	0	0	7	266	96	0

注1）法に基づき届出は含まない。
 注2）平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
 注3）平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。
 注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。
 注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.26	0.1	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.041ng-TEQ/m ³ N)。	豊田市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
2.7	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.16ng-TEQ/m ³ N)。	高松市

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
7.6	5	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	広島県

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。H25.5.30施設使用廃止届出。	宮城県
17	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.025ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
6.1	5	設置者	改善等を文書指導。H26.1.28施設使用廃止届出。	静岡県
7.5	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.57ng-TEQ/m ³ N)。	三重県
5.9	5	設置者	改善等を口頭指導。H26.2.4施設使用廃止届出。	大阪府
11	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	兵庫県
5.5	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.37ng-TEQ/m ³ N)。	和歌山県
5.5	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
7.2	5	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。	広島市
20	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.8ng-TEQ/m ³ N)。	青森市
9.2	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.68ng-TEQ/m ³ N)。	富山市
7.2	5	行政	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.099ng-TEQ/m ³ N)。	大分市
6.2	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.23ng-TEQ/m ³ N)。	大分市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
39	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北海道
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.6ng-TEQ/m ³ N)。	北海道
18	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.35ng-TEQ/m ³ N)。	秋田県
18	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(5.4ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
21	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.68ng-TEQ/m ³ N)。	石川県
76	10	設置者	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
150	10	設置者	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。H26.6.19施設使用廃止届出。	長野県
23	10	設置者	改善等を文書指導。H25.10.15施設使用廃止届出。	長野県
26	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.8ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
12	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
24	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
37	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
25	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.23ng-TEQ/m ³ N)。	鳥取県
14	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.7ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
20	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.12ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
11	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.31ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
22	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.40ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
56	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m ³ N)。	さいたま市

注1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成25年度中及び平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表VI-4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
※該当事業場なし。					

注1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成25年度中及び平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表VI-5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
(大気関係・水質関係-全国)^{注)}

平成26年8月15日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		35	0
措置後の対応状況	基準達成	25	0
	対策実施中	5	0
	廃止	5	0
	休止	0	0

注) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の状況を取りまとめた表II-3に、それ以降の状況(平成26年8月15日)を反映させた。

表VI-6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係-全国)

(平成26年4月1日～平成26年8月15日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	291	8
文書指導件数	155	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	12	0

注) 表III-1 (大気基準適用施設) 及び表III-3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表Ⅵ-7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用 停止命令	法34条第1 項の立入 検査に伴 う測定を 実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用 停止命令	法34条第1 項の立入 検査に伴 う測定を 実施	その他
北海道	5									
青森県	2									
岩手県										
宮城県	2									
秋田県										
山形県	1									
福島県										
茨城県	6					2				
栃木県	17									
群馬県	6	1								
埼玉県	3				1					
千葉県					3					
東京都										
神奈川県	1	2			1					
新潟県										
富山県	12									
石川県	13									
福井県										
山梨県	2									
長野県										
岐阜県	9									
静岡県										
愛知県	2	1								
三重県	14									
滋賀県										
京都府	1									
大阪府	1	3			1					
兵庫県	15					1				
奈良県	34									
和歌山県	2									
鳥取県	23									
島根県	1									
岡山県										
広島県	1									
山口県										
徳島県	37	37								
香川県	2									
愛媛県	11	19								
高知県		66								
福岡県										
佐賀県	4									
長崎県					1					
熊本県	1									
大分県					1					
宮崎県	2									
鹿児島県		5								
沖縄県	4									

注) 表Ⅲ-5及び表Ⅲ-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成26年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表Ⅵ－7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用 停止命令	法34条第1 項の立入 検査に伴 う測定を 実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用 停止命令	法34条第1 項の立入 検査に伴 う測定を 実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市						1				
相模原市	3									
新潟市	3					1				
静岡市	10									
浜松市	4									
名古屋市										
京都市										
大阪市	1									
堺市	1									
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市		1								
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市					1					
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
船橋市	1									
柏市	1									
横須賀市	3									
富山市		4				3				
金沢市	2									
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市	1	1								
豊田市										
大津市					2					
豊中市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市	1									
西宮市										
奈良市										
和歌山市	1									
倉敷市					1					
福山市	11	8								
下関市										
高松市		2								
松山市	1									
高知市		5								
久留米市	3			1						
長崎市										
大分市	2									
宮崎市	6									
鹿児島市	2									
那覇市										
合 計	291	155	0	1	12	8	0	0	0	0

注) 表Ⅲ－5及び表Ⅲ－7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成26年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表VI-8 設置者による測定結果未報告の 대기基準適用施設からの報告状況等 (全国)

(平成26年4月1日～平成26年8月15日)

大気基準適用施設	平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況				
	注1) 注2)		注3) 注4) 注5)				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
焼結鋳の製造の用に供する焼結炉	5	0	0	4	0	1	
製鋼用電気炉	10	2	2	8	0	2	
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉)	1	0	0	1	0	0	
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	81	41	14	82	9	17	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	64	40	23	58	1	22
	2 t/h以上～4 t/h未満	127	56	35	121	7	20
	2 t/h未満 ^{注6)}	1,622	667	181	1,560	99	449
	小計	1,813	763	239	1,739	107	491
合計	1,910	806	255	1,834	116	511	

注1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であつて、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成24年度から引き続き休止状態にある施設及び平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）注1)注3)

（平成26年4月1日～平成26年8月15日）

水質基準対象施設	平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況			
	注2)注4)		注5)注6)注7)			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1	1	1	0	0
カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	0	0	1	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロカルボキシナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジメチルジシロキサンイオレットの製造の用に供するエタノール誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	49	4	2	48	1	2
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	1	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	2	0	0
下水道終末処理施設	4	4	3	4	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	1	1	2	0	0
合計	60	10	7	59	1	3

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4) 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5) 「報告」とは、注2)の期間における測定について、平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間になされた報告。

注6) 「休止」とは、平成24年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成26年4月1日から平成26年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

注7) 「廃止等」とは、平成26年4月1日から8月15日までの間に廃止届を受理した事業場数、または構造変更等がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった事業場数を計上。

表VI-10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県								1	1			
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2			2		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							5			5		
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1					1						
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1					1	2					2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市								1	1			
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	1					1						
福山市	2					2						
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	5	0	0	4	0	1	10	2	2	8	0	2

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1			1								
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1			1		
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							5			5		
茨城県	1			1			5			5		
栃木県							4			4		
群馬県								4	2	1		1
埼玉県							6	6		10	1	1
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県							3			3		
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県								2	1			1
長野県							2			2		
岐阜県							1			1		
静岡県							9	6	1	9		5
愛知県	1	1		1	1		8	7		8	7	
三重県							2			2		
滋賀県												
京都府												
大阪府							1	2	2	1		
兵庫県	1			1				1				1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県							3	5	5			3
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉						溶解炉					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市							1			1		
京都市							2	1		2		1
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1					1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							2			2		
岡崎市												
豊田市							1	1		1		1
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1		1		
那覇市												
合計	3	1	0	3	1	0	71	36	12	72	8	15

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1				1	
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							5			5		
茨城県	1			1			7			7		
栃木県	1			1			5			5		
群馬県								4	2	1		1
埼玉県							6	6		10	1	1
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県							3			3		
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県								2	1			1
長野県							2			2		
岐阜県							1			1		
静岡県							9	6	1	9		5
愛知県	2			2			11	8		11	8	
三重県							2			2		
滋賀県												
京都府												
大阪府	1	1	1	1			2	3	3	2		
兵庫県							1	1		1		1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		2	1			1	3	7	6			4
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市							1			1		
京都市		1				1	2	2		2		2
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1					1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川崎市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2				2		3			3		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							2			2		
岡崎市												
豊田市							1	1		1		1
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1	1			
那覇市												
合計	7	4	2	7	0	2	81	41	14	82	9	17

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2	2	2			2
青森県	2			2			4			4		
岩手県												
宮城県		1	1				1	2	2	1		
秋田県							1			1		
山形県							3	1		4		
福島県							5			5		
茨城県								2	2			
栃木県							1	2		1		2
群馬県							1			1		
埼玉県							5	9	8	5		1
千葉県	1				1		10	1	1	10		
東京都	4	30	17	4		13	8	9	1	8		8
神奈川県	2			2			6	3	2	6		1
新潟県							2			2		
富山県								5	5			
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県							2				2	
岐阜県												
静岡県	2	1		2		1	8	2		8		2
愛知県	5	1		5		1	2	2		2	2	
三重県							5			5		
滋賀県	1			1			2			2		
京都府												
大阪府							3			3		
兵庫県	1			1			1	1	1	1		
奈良県							4			4		
和歌山県												
鳥取県								1	1			
島根県							2			2		
岡山県							1			1		
広島県							2			2		
山口県	1			1			2			2		
徳島県	1			1			8	4	2	10		
香川県							1			1		
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県	3					3	3	7	5			5
佐賀県												
長崎県							4			4		
熊本県												
大分県	2					2						
宮崎県	2			2			1			1		
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	4			4			3			3		
川崎市	1			1								
相模原市												
新潟市		1	1									
静岡市								1	1			
浜松市	1			1			8			8		
名古屋市	4			4								
京都市	5			5								
大阪市	1	1		2								
堺市	4			4								
神戸市		1				1						
岡山市							1					1
広島市							2			2		
北九州市								1	1			
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市		1	1									
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市	1			1			1				1	
前橋市							1			1		
高崎市												
川越市												
船橋市	1			1								
柏市												
横須賀市								1	1			
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市	3			3								
豊田市												
大津市												
豊中市	4			4								
高槻市	1					1						
東大阪市												
姫路市	1			1								
尼崎市	1			1			2			2		
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2			2			3			3		
福山市							1			1		
下関市							1			1		
高松市												
松山市	1			1			2			2		
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市							1			1		
宮崎市		3	3									
鹿児島市												
那覇市												
合計	64	40	23	58	1	22	127	56	35	121	7	20

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	20	7	3	17	1	6	12	2	1	12		1
青森県	8			8			15	1		15		1
岩手県	5	2	2	5			11	1	1	11		
宮城県	4	3	3	4			9	6	6	9		
秋田県	5			5			3			3		
山形県	7			7			3			3		
福島県	9			8	1		8			8		
茨城県	12			12			95	8		95		8
栃木県	9	5	1	9		4	15	10	3	13	3	6
群馬県	7			7			5	3		5		3
埼玉県	19	12	5	19	7		12	2		12	1	1
千葉県	13			12	1		59	17	4	58	5	9
東京都	9	11	2	9		9	5	12		5		12
神奈川県	8			7	1		11	3	2	10	1	1
新潟県	6	3	3	6			14	4	4	14		
富山県	3	1		3		1	4	7	5	3	3	
石川県	5	2		5		2	9	9	2	9		7
福井県	5			4	1		12	1	1	11	1	
山梨県		1	1				2		1	1		
長野県	18	1		19			10	1	1	10		
岐阜県	20	1	1	18	2		16	6	3	17	1	1
静岡県	11	3		11		3	22	11	4	22		7
愛知県	15	5		15	5		14	2		14	1	1
三重県	10	6	3	12	1		22	15	1	24	1	11
滋賀県	7	1	1	7			9	1	1	9		
京都府	4			4			5			4	1	
大阪府	16			15	1		2	2	1	3		
兵庫県	12	15	11	12		4	25	28	6	25	4	18
奈良県	3	4		4		3	33	26		33		26
和歌山県	2			2			10	2	2	8	2	
鳥取県	5	4	4	5			7	10	8	7		2
島根県	3			3			3	2		5		
岡山県	12			11	1		10	1		9	2	
広島県	8			8			10	3	1	11		1
山口県	9			8	1		5			5		
徳島県	6	6	1	6		5	15	21	7	20		9
香川県	6	1	1	5	1		21	3	2	21		1
愛媛県	7	1	2	5		1	11	21	4	9	2	17
高知県	12	1		12		1	15	27		15	2	25
福岡県	8	15	1			22	7	36	2			41
佐賀県	15			15			11	7	2	12	1	3
長崎県	17			14	3		14	1	1	13	1	
熊本県							6	1	1	6		
大分県	2			2			5	1		5		1
宮崎県	1	1	1	1			1	1	1	1		
鹿児島県	7			7			13	5	5	13		
沖縄県	4	2		4		2	9	1		9	1	

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市							1				1	
仙台市							1	1		1		1
さいたま市							1			1		
千葉市	2			2			8			8		
横浜市	2			2			6			6		
川崎市	1			1								
相模原市								3	2		1	
新潟市	3	1	1	3			6	1		5	2	
静岡市	1	2	2	1			1	4	3	1		1
浜松市	10	2	2	10			5	2	2	5		
名古屋							3	1		3		1
京都市	2			2			11			10	1	
大阪市	4			4			1			1		
堺市	1				1		6	2	1	6		1
神戸市	1			1			5	1		5		1
岡山市	5	5				10		1				1
広島市	8			8			1			1		
北九州市	3				1	2	6				2	4
福岡市	1			1			1			1		
熊本市	1			1			2			2		
函館市	2			2								
旭川市												
青森市	1			1			2	1	1	1	1	
盛岡市	1			1			1			1		
秋田市	3			3			1			1		
郡山市							1	1		1		1
いわき市	2			2			1			1		
宇都宮市	1			1			3			3		
前橋市	2			2			4	2	1	4		1
高崎市	1	1		1		1	1	1	1	1		
川越市												
船橋市							3			3		
柏市								3		2	1	
横須賀市							2			2		
富山市	2	1	1	2			3	3		2	2	2
金沢市	3			3			1	2		1		2
長野市	2			2			1			1		
岐阜市	2			2			1			1		
豊橋市	1			1								
岡崎市	2			2			1	1		1		1
豊田市												
大津市							2			2		
豊中市												
高槻市							2			2		
東大阪市												
姫路市							2	3	1	3		1
尼崎市							1			1		
西宮市												
奈良市	2			2			6			6		
和歌山市	2			2			1	1		1		1
倉敷市	2			2				1		1		
福山市	6			6			7	5		7		5
下関市	1			1			1			1		
高松市	2			2			1	1		1		1
松山市	4			4			5	1	1	5		
高知市							4	4		4		4
久留米市		3				3		2				2
長崎市	1			1			1			1		
大分市	5	1	1	4	1		2	1		2		1
宮崎市								2	2			
鹿児島市	6			6			1	1	1	1		
那覇市							1			1		
合計	495	130	53	463	30	79	763	373	99	749	43	245

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	4			3		1	1				1	
青森県	4	1		4	1							
岩手県	1			1								
宮城県	1	2	2	1				1	1			
秋田県							3				3	
山形県	3	1		4								
福島県	4	1	1	4			3				3	
茨城県	8			8			3				3	
栃木県	8	3	1	7	1	2	1				1	
群馬県	9			8	1		1				1	
埼玉県	20	9	3	21	4	1	3	3	2	3	1	
千葉県	11	2	1	11		1	1	2		1	2	
東京都	11	26	1	11	1	24	1	8	1	1	1	6
神奈川県	2	2		2	1	1	2				2	
新潟県	9	1	1	9			5				5	
富山県	2			2								
石川県	1	2		1		2	1				1	
福井県	4			4			1				1	
山梨県												
長野県	2			2			1				1	
岐阜県	13	5	1	13		4	1				1	
静岡県	10	2	1	10		1	12	1	1	12		
愛知県	6			6			3				3	
三重県	7	2	1	7		1	4	1		4		1
滋賀県	1			1			2				2	
京都府		1	1									
大阪府	1			1			1				1	
兵庫県	10	4		10		4		1				1
奈良県	3	7		4	2	4	1	1		1		1
和歌山県	6			5	1		2			1	1	
鳥取県		3	2			1	1				1	
島根県							2	1		2		1
岡山県	3			3			1			1		
広島県	2	1	1	2			3	1	1	3		
山口県	5			5			6			6		
徳島県												
香川県	4			4			1			1		
愛媛県	2	12		2		12	1	1		1		1
高知県	6	2		6		2	1	2		1		2
福岡県	4	23				27		9				9
佐賀県	2	1		2		1	1			1		
長崎県	1			1			1			1		
熊本県	2			2			3			3		
大分県	4			4			1			1		
宮崎県												
鹿児島県	1			1								
沖縄県	3			2	1		4			2		2

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	2			2								
仙台市												
さいたま市							1			1		
千葉市	1	1		1		1						
横浜市	22			22			5			5		
川崎市												
相模原市												
新潟市		1	1				1			1		
静岡市	1	2		1		2	2	1	1	2		
浜松市	1			1								
名古屋市		2			1	1	1			1		
京都市	10			10			2			2		
大阪市	1			1								
堺市	1				1							
神戸市		1				1	1			1		
岡山市	1					1						
広島市												
北九州市							1					1
福岡市												
熊本市							1			1		
函館市												
旭川市												
青森市							2			1	1	
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市	1			1								
いわき市												
宇都宮市	1			1								
前橋市		1	1				1			1		
高崎市	3			3			1			1		
川越市												
船橋市		1				1						
柏市		2		1		1						
横須賀市		1	1					1	1			
富山市	2			1	1			1				1
金沢市	1			1								
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	1			1								
尼崎市		1			1							
西宮市												
奈良市	2			2			2			2		
和歌山市							5			3	2	
倉敷市	1			1								
福山市	1			1								
下関市												
高松市	1			1								
松山市												
高知市		1				1						
久留米市												
長崎市	2			2								
大分市								1				1
宮崎市		1	1				1				1	
鹿児島市												
那覇市												
合計	257	128	21	249	17	98	107	36	8	99	9	27

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合計					
	小計												
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況					平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	39	11	6	33	3	8	40	11	6	34	3	8	
青森県	33	2		33	1	1	33	2		33	1	1	
岩手県	17	3	3	17			17	3	3	17			
宮城県	15	15	15	15			15	15	15	15			
秋田県	12			12			12			12			
山形県	16	2		18			16	2		18			
福島県	29	1	1	28	1		34	1	1	33	1		
茨城県	118	10	2	118		8	125	10	2	125		8	
栃木県	34	20	5	31	4	14	39	20	5	36	4	14	
群馬県	23	3		22	1	3	23	7	2	23	1	4	
埼玉県	59	35	18	60	13	3	65	42	19	70	14	4	
千葉県	95	22	6	92	9	10	95	22	6	92	9	10	
東京都	38	96	22	38	2	72	38	96	22	38	2	72	
神奈川県	31	8	4	29	3	3	31	8	4	29	3	3	
新潟県	36	8	8	36			39	8	8	39			
富山県	9	13	10	8	3	1	9	13	10	8	3	1	
石川県	16	13	2	16		11	16	13	2	16		11	
福井県	22	1	1	20	2		22	1	1	20	2		
山梨県	2	1	2	1			2	3	3	1		1	
長野県	33	2	1	32	2		35	2	1	34	2		
岐阜県	50	12	5	49	3	5	51	12	5	50	3	5	
静岡県	65	20	6	65		14	74	26	7	74		19	
愛知県	45	10		45	8	2	58	18		58	16	2	
三重県	48	24	5	52	2	13	50	24	5	54	2	13	
滋賀県	22	2	2	22			22	2	2	22			
京都府	9	1	1	8	1		9	1	1	8	1		
大阪府	23	2	1	23	1		25	5	4	25	1		
兵庫県	49	49	18	49	4	27	50	50	18	50	4	28	
奈良県	44	38		46	2	34	44	38		46	2	34	
和歌山県	20	2	2	16	4		20	2	2	16	4		
鳥取県	13	18	15	13		3	13	18	15	13		3	
島根県	10	3		12		1	11	3		13		1	
岡山県	27	1		25	3		27	1		25	3		
広島県	25	5	3	26		1	25	5	3	26		1	
山口県	28			27	1		33			32	1		
徳島県	30	31	10	37		14	30	31	10	37		14	
香川県	33	4	3	32	1	1	33	4	3	32	1	1	
愛媛県	22	35	6	18	2	31	22	35	6	18	2	31	
高知県	34	32		34	2	30	34	32		34	2	30	
福岡県	25	90	8			107	28	97	14			111	
佐賀県	29	8	2	30	1	4	29	8	2	30	1	4	
長崎県	37	1	1	33	4		37	1	1	33	4		
熊本県	11	1	1	11			11	1	1	11			
大分県	14	1		12		3	14	1		12		3	
宮崎県	5	2	2	5			5	2	2	5			
鹿児島県	22	5	5	22			23	5	5	23			
沖縄県	20	3		17	2	4	20	3		17	2	4	

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計					
	小 計											
	平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	3			3			3			3		
仙台市	1	1		1		1	1	1		1		1
さいたま市	2			2			2			2		
千葉市	11	1		11		1	12	1		12		1
横浜市	42			42			42			42		
川崎市	2			2			2			2		
相模原市		3	2		1			3	2		1	
新潟市	10	4	3	9	2		10	4	3	9	2	
静岡市	5	10	7	5		3	7	10	7	7		3
浜松市	25	4	4	25			26	4	4	26		
名古屋市	8	3		8	1	2	9	3		9	1	2
京都市	30			29	1		32	2		31	1	2
大阪市	7	1		8			7	1		8		
堺市	12	2	1	10	2	1	12	2	1	10	2	1
神戸市	7	3		7		3	7	3		7		3
岡山市	7	6				13	7	6				13
広島市	11			11			11			11		
北九州市	10	1	1		3	7	14	1	1		3	11
福岡市	2			2			2			2		
熊本市	4			4			4			4		
函館市	2			2			2			2		
旭川市												
青森市	5	2	2	3	2		5	2	2	3	2	
盛岡市	2			2			2			2		
秋田市	5			5			5			5		
郡山市	2	1		2		1	2	1		2		1
いわき市	3			3			3			3		
宇都宮市	7			6	1		7			6	1	
前橋市	8	3	2	8		1	8	3	2	8		1
高崎市	6	2	1	6		1	6	2	1	6		1
川越市												
船橋市	4	1		4		1	4	1		4		1
柏市		5		3	1	1		5		3	1	1
横須賀市	2	3	3	2			2	3	3	2		
富山市	7	5	1	5	3	3	10	5	1	8	3	3
金沢市	5	2		5		2	5	2		5		2
長野市	3			3			3			3		
岐阜市	5			5			5			5		
豊橋市	1			1			3			3		
岡崎市	6	1		6		1	6	1		6		1
豊田市							1	1		1		1
大津市	2			2			2			2		
豊中市	4			4			4			4		
高槻市	3			2		1	3			2		1
東大阪市												
姫路市	4	3	1	5		1	9	4	2	10		1
尼崎市	4	1		4	1		4	1		4	1	
西宮市												
奈良市	12			12			13			13		
和歌山市	8	1		6	2	1	9	1		7	2	1
倉敷市	8	1		9			9	1		10		
福山市	15	5		15		5	17	5		17		5
下関市	3			3			6			6		
高松市	4	1		4		1	4	1		4		1
松山市	12	1	1	12			12	1	1	12		
高知市	4	5		4		5	4	5		4		5
久留米市		5				5		5				5
長崎市	4			4			4			4		
大分市	8	3	1	7	1	2	8	3	1	7	1	2
宮崎市	1	6	6		1		1	6	6		1	
鹿児島市	7	1	1	7			7	2	2	7		
那覇市	1			1			1			1		
合 計	1813	763	239	1739	107	491	1910	806	255	1834	116	511

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	硫酸塩ペルルブ(クワトペルルブ)又は亜硫酸ペルルブ(サルファイトペルルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設					
	平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県	1			1								
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	硫酸塩ペルブ(クラフトペルブ)又は亜硫酸ペルブ(サルファイトペルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設					
	平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市		1	1									
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					
	平成26年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県	1			1								
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1			1								
茨城県	2	1	1	2								
栃木県	1			1								
群馬県												
埼玉県	1			1								
千葉県	2			2								
東京都												
神奈川県	1			1								
新潟県	2			2								
富山県												
石川県												
福井県	3			3								
山梨県												
長野県												
岐阜県	3			3								
静岡県	7	2		7		2						
愛知県	4			4								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府	3			3								
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	1			1								
山口県												
徳島県	1			1								
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県	1			1								
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					
	平成26年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成26年8月15日までの状況				平成26年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市							1			1		
横浜市												
川崎市	1					1						
相模原市												
新潟市												
静岡市	2					2						
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1					1						
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市		1	1									
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	1					1						
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市	1					1						
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市	1					1						
下関市												
高松市												
松山市	1					1						
高知市	2					2						
久留米市												
長崎市	1					1						
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	49	4	2	48	1	2	1	0	0	1	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県	1			1								
埼玉県												
千葉県												
東京都							1			1		
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県								1				1
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府								1	1			
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	ポン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市							1			1		
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	1			1				2		2		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	2	0	0	2	0	0	4	4	3	4	0	1

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県							1			1		
岩手県												
宮城県												
秋田県	1			1			1			1		
山形県												
福島県							1			1		
茨城県							2	1	1	2		
栃木県	1			1			2			2		
群馬県							1			1		
埼玉県							1			1		
千葉県							2			2		
東京都							1			1		
神奈川県							1			1		
新潟県							2			2		
富山県												
石川県												
福井県							3			3		
山梨県												
長野県												
岐阜県							3	1		3		1
静岡県							8	2		8		2
愛知県							4			4		
三重県		1	1				1	1	1	1		
滋賀県												
京都府												
大阪府							3			3		
兵庫県							1	1	1	1		
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県							1			1		
山口県												
徳島県							1			1		
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県							1			1		
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況				平成26年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成26年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市							1			1		
横浜市												
川崎市							1			1		
相模原市												
新潟市							1	1	1	1		
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1					1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1	3	3	1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							1			1		
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市							1			1		
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							1			1		
高知市							2			2		
久留米市												
長崎市							1			1		
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	1	1	2	0	0	60	10	7	59	1	3

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成26年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。